

川本町過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

島根県川本町

川本町過疎地域自立促進計画

目 次

1. 基本的な事項

- (1) 川本町の概況.....01
- (2) 人口及び産業の推移と動向.....04
- (3) 行財政の状況.....09
- (4) 地域の自立促進の基本方針.....12
- (5) 計画期間.....14

2. 産業の振興

- (1) 現状と問題点.....15
- (2) その対策.....22
- (3) 計 画.....26

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- (1) 現状と問題点.....27
- (2) その対策.....29
- (3) 計 画.....31

4. 生活環境の整備

- (1) 現状と問題点.....33
- (2) その対策.....39
- (3) 計 画.....43

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- (1) 現状と問題点.....44
- (2) その対策.....50
- (3) 計 画.....52

6. 医療の確保

- (1) 現状と問題点.....53
- (2) その対策.....54
- (3) 計 画.....55

7. 教育の振興

- (1) 現状と問題点.....56
- (2) その対策.....59
- (3) 計 画.....62

8. 地域文化の振興等

- (1) 現状と問題点.....63
- (2) その対策.....64
- (3) 計 画.....65

9. 集落の整備

- (1) 現状と問題点.....66
- (2) その対策.....67
- (3) 計 画.....68

1.基本的な事項

(1)川本町の概況

①自然的な条件

本町は、中国山地の北斜面、島根県のほぼ中央部に位置する典型的な中山間地域であり、総面積 106.39k m²で・東西に 16.5 km・南北に 10.5 kmの台形を成している。

町の中央部には、北東から南西に向かって約 14.2 kmにわたり、中国地方随一の「江の川(上流広島県山県郡北広島町(旧大朝町)、総延長 192.0 km)」が貫流し町を東西に二分している。

町の総面積のうち、約 83%は山林が占め、更に、町を貫流している江の川の沿岸部は、浸食によって起伏に富んだ急峻で複雑な地形を成している。

町の中心部は、この川によって浸食された山麓に位置し、下流に向かって左岸側沿いに狭小で卵形な沖堆積地にあり、その南側背後地には、標高 24m から 718m(高堀山)と急峻な山を控えているが、反面、対岸の江の川以北は、標高 200m~482m(円山)と比較的なだらかな準平原が広がる町内随一の穀倉地帯である。

気候は、山陰特有の低温多湿型で日照時間も短く、年間の平均気温は 13.5 度~14.0 度程度、降水量は年間 1,700mm~2,000mm 前後である。特に冬季は雨が多く、12 月~3 月の初旬にかけては、20cm~30cm 程度の積雪がある。

②歴史的な条件

本町の近世歴史的背景は、江戸中期から明治にかけて繁栄した「たたら製鉄」の生産地として、はやくから町が形成されたことによって、石東地方一帯の中心地であった。これは、中国山地の花崗岩に包まれた豊富な磁鉄鉱資源と、燃料としての木炭生産が盛んであったことや、これらの集積に便利な江の川が水運路として利用され、その結果、本町が中継地として発展したものである。また、天領行政の開始とともに、川本が銀山領に編入され、口番が設けられたことを契機に、明治 5 年には邑智郡役所が置かれ、その後、国・県の出先機関が集積されたことによって、古来より地方の中心地として、邑智郡の行政・経済の中心的な役割を担う町として発展してきた。

川本町は、昭和 30 年 4 月、旧川本町・川下村・三原村・三谷村が合併し、翌、昭和 31 年 9 月、祖式村の一部を編入した。

平成に入ってから、平成 11 年の合併特例法の改正により全国的に市町村合併が進む中、本町も平成 14 年 5 月に「邑東合併推進協議会」へ加入した。同年 7 月には法定協議会を設置し、邑智町・大和村との合併を目指したが、平成 15 年 12 月に合併を断念し、単町での存続を選択した。

その後も単独町政を続け、平成 27 年 4 月には合併 60 周年を迎えている。

③社会的な条件

本町の交通機関は、島根県江津市と広島県三次市を結ぶJR西日本三江線、石見交通バスによる広島市と大田市方面を結ぶ路線がある。

主要道路は、陰陽を結ぶ国道261号が本町の南西端を通過し、これに連絡する主要地方道川本波多線が町の中心部を走っている。各主要都市部との距離的条件は、本町から県都松江市までは、約100kmの距離にあり、自動車では2時間程度の所要時間である。また、近郊の都市部としては、出雲市まで80km・大田市まで36km・江津市まで34km・浜田市まで54kmの距離にある。邑智郡と県境を接する広島県との距離は、国道261号の改良・中国縦貫自動車道・中国横断自動車道広島浜田線の開通などによって大きく時間が短縮されている。これによって、広島市までは96kmと松江市とはほぼ同距離でありながら、所要時間は1時間30分程度である。

現在、本町には邑智郡の広域行政組織である邑智郡総合事務組合、邑智郡広域振興財団等があり、邑智郡の広域行政の役割を担っている。また、国の機関として、公共職業安定所、国土交通省浜田河川国道事務所川本出張所、簡易裁判所、川本区検察庁、県の機関として川本警察署、県央県土整備事務所等がある。国の機関においては、平成22年4月から法務局が浜田へ、県の機関においては、平成17年4月から健康福祉センター・総務事務所が浜田へ、保健所が大田に統合、平成21年4月には福祉事務所が本町に移管される等、地方機関の見直しが進められており、今後も本町の公的機関が減少していくことが考えられる。

④経済的な条件

比較的活発であった第3次産業をはじめとして、基幹産業と言われる第1次産業、経営基盤の弱い中小企業を中心とした第2次産業のいずれも、地域の人口減少や労働者の高齢化・後継者不足などによって衰退傾向にある。このことは、産業別就業人口の推移や町内総生産額のいずれを見ても、一貫して産業活動の現状は下降傾向で、本町の経済活動や地域の活性化にも大きな影響を及ぼしている。農林業は、経営耕地規模が小さな零細農家が多く、しかも兼業化の進行・従事者の高齢化・後継者不足・国際的な市場開放と農産物の自由化などにより生産者の意欲は減退傾向にある。

第2次産業の中でも就業者人口が多いのは建設業であり、従来からの公共投資が町の経済にとって大きなウェイトを占めていた。しかし、近年は公共事業が縮小傾向にあり、町経済に及ぼす影響が懸念される。

本町の商業活動は、国・県等の行政機関の集積によって支えられていたために、かつては近隣の町村と比較すれば、優位な中で展開してきた。しかし、旧国鉄・旧日本電信電話公社の民営化に伴う事業所の規模縮小や、省庁の再編や統廃合による営林署・食糧事務所・統計情報事務所等、出先機関の撤退が行われた。さらに、平成17年4月には県の地方機関の見直しにより健康福祉センターや総務事務所が統合され、平成22年4月には法務局が統合された。

こうした消費人口の減少は、過疎化に一段と拍車をかける結果を招き、これからの地域経済活動に大きな不安をもたらしている。

⑤過疎の状況

本町では過疎地域対策緊急措置法が制定された昭和 45 年以来 40 年以上にわたり、道路・住宅等の生活環境整備や魅力あるまちづくりを推進するための文化環境施設整備に努めてきたほか、邑智郡広域振興財団や邑智郡総合事務組合を設立するなど広域的な取組みの中心を担ってきた。

これらの取組みにより住民の生活環境は大幅に改善されているが、若者の流出等による人口の減少には歯止めがかからず、昭和 45 年の国勢調査人口の 7,213 人が、平成 22 年の国勢調査では 3,900 人にまで減少した。また、平成 27 年 3 月末の住民基本台帳人口は 3,455 人であり、今後もこの傾向は続く見込みである。

特に国による旧国鉄、旧日本電信電話公社の民営化と、省庁再編にともなう地方機関の撤退等の要因が大きい昭和 60 年から平成 2 年にかけては△10.0%の減少率を示したが、平成 17 年度から平成 22 年度にかけても、国県の地方機関の見直し等により△9.8%の減少率を記録しており、本町独特の課題が大きな人口減少の要因となっている。

また、これらの人口の減少は、産業の担い手不足、集落の機能低下等、様々な方面で深刻な問題を提起している。

⑥社会経済的発展の方向性

景気の低迷が続き、低経済成長が見込まれる中で、本町を取り巻く社会・経済環境は、人口減少と少子高齢化の進展、社会構造の変革、経済のグローバル化、価値観や生活様式の多様化など、あらゆる面で変化しつつある。

そのような中、高齢化に伴う後継者不足等により本町の産業はおおむね停滞傾向にあり、この状況を打破するためには、地域に内在する産業の活性化と、新たな付加価値を有する産業の創出が必要となっている。

そのためには、新しい発想のできる人材の育成・事業者間の交流や連携による新規事業・新分野への進出等を支援し、本町が有する潜在的な力を活用した産業の育成が求められている。

また、これからの本町の産業振興にとっては、高度情報化に地域産業が的確に対応していくことが重要な課題であり、地域産業の発展に向けた情報化の進展が必要となっている。

(2)人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、過疎地域対策緊急措置法が制定された昭和45年の国勢調査（7,213人）以来、平成22年の国勢調査（3,900人）までの40年間で3,314人（△46%）が減少しているが、国の出先機関が撤退した昭和60年から平成2年に10.0%の減少率を示して以来は、△6～8%と比較的穏やかな減少率を示していた。

しかしながら、平成17年度に県の出先機関である健康福祉センターや総務事務所が他に統合される等、地方機関が見直されたことにより、平成17年度から平成22年度の減少率も9.8%となった。また、平成27年度に策定した川本町人口ビジョンにおいても、現状のまま推移すれば今後も10%の減少率で推移し、2060年には約1,300人にまで減少すると予想されている。年齢別にみると、若年層である15歳から29歳までの人口は、昭和45年から平成22年までの40年間で910人（△71%）減少している。若年層の増減率は、他の世代に比べて年変動が大きく、平成7年～12年にかけてはわずかに増加したものの、平成12～17年にかけては△31%と大きく減少している。この背景には、時期ごとの経済情勢や出先機関の統廃合に伴う雇用環境の変化が大きく関与していると考えられる。

14歳以下の年少人口は、昭和45年から平成22年までの40年間で1,303人（△78%）減少している。川本町人口ビジョンでは、その要因として若年層の未婚率の拡大を挙げており、若年層そのものの人口の減少と相まって、出生者数が減少していると考えられる。

一方65歳以上の高齢者人口をみると、昭和45年の834人が平成22年には1,618人となり、784人（94%）増加している。また、昭和45年に11.6%であった高齢化率も平成27年10月末時点で45%という超高齢社会を迎えている。しかしながら、高齢者人口そのものは平成12年をピークに減少へ転じ、平成12年から平成17年にかけては△0.3%、平成17～22年にかけては△2.7%と、減少傾向が強まりつつある。

これまで、本町の人口減少は若年層の著しい流出とそれに伴う年少人口の減少が主要因であったが、若年層の数が減少した今、今後の人口減少は高齢者の死亡によるものが主体となっていくと予想される。

本町には国・県の官公庁が集積している関係上、昼間人口が人口を大きく上回る傾向にある。しかしながら、昼間人口も官公庁の出先機関の撤退とともに大きく減少し、昭和45年から平成22年までの40年間で3,740人（△47%）減少している。

このような情勢の中、川本町では平成27年に川本町総合戦略を策定し、「学び」、「交流」、「仕事」、「住まい」、「子育て」の5つの取り組みを柱に、「夢と可能性に挑戦する人財が循環するまち」の実現に取り組み、2020年までに社会増減±0、2040年までに合計特殊出生率2.1、2060年までに人口減少抑止を達成し、総人口を2,500人で安定させることとした。今後、戦略に取りまとめた取り組みを軸として、国・県、周辺自治体との連携の下、人口減少抑止を実現していく。

②産業構造及び各産業別の現状と今後の動向

本町は歴史的な背景や社会的環境等から、第3次産業を中心とした産業構造となっている。平成24年度における産業生産額129億3,400万円のうち、第3次産業が109億1,700万円と産業全体の84.4%を占め、次いで第2次産業の13.8%、そして第1次産業の1.1%となっている。

平成22年の産業別就業人口比率(表1-1(3))から見ても、半数以上は第3次産業であり、次いで第2次産業、第1次産業となっている。昭和45年には第1次産業が最も大きな比率を占めていたが、昭和50年には第3次産業に次ぐ2番目の産業となり、さらに平成2年には第2次産業を下回り、以降最も低い比率を占めている。

本町の第1次産業は、零細で小規模な農林業経営が主体であり、後継者不足も深刻化している。また、中山間地域では経営規模を拡大して生産を高めていくことは困難であり、少量で高収入の上がる作物への転換と生産方法の確立が必要である。今後は本町の独自性を活かしながら、健康志向・安全志向の高まりなど多様化する消費者の需要に応える農産物の生産や、観光との連携による地域資源としての価値の創出が必要となる。

第2次産業は、建設業が主であり、事業所数、従業員数ともに多く本町の産業を支えているが、平成16年度以降、公共事業が減少しており、地域経済に与える影響が不安視される。

第3次産業は、本町に国・県の地方機関が多数存在してきた歴史的背景から、近隣に見られない商店街を形成してきた。しかし、車の普及に伴う住民の生活圏の拡大による商店街の空洞化が深刻な問題となっており、空店舗の利活用や施設のバリアフリー化など、だれもが利用しやすい環境整備を進め、消費者のニーズを取り入れた魅力的な商店街を形成していくことが重要な課題である。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,632 人		8,507 人	951.5%	7,213 人	△ 15.2%	6,803 人	△ 5.7%
0 歳～14 歳	3,057 人		2,263 人	△ 26.0%	1,667 人	△ 26.3%	1,431 人	△ 14.2%
15 歳～64 歳	5,766 人		5,414 人	△ 6.1%	4,712 人	△ 13.0%	4,407 人	△ 6.5%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,977 人		1,713 人	△ 13.4%	1,287 人	△ 24.9%	1,194 人	△ 7.2%
65 歳以上 (b)	809 人		830 人	2.6%	834 人	0.5%	965 人	15.7%
(a)/総数 若年者比率	20.5%		20.1%	-	17.8%	-	17.6%	-
(b)/総数 高齢者比率	8.4%		9.8%	-	11.6%	-	14.2%	-
昼間人口	-		-	-	8,026 人	-	7,623 人	△ 5.0%

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,303 人	△ 7.3%	6,123 人	△ 2.9%	5,512 人	△ 10.0%	5,099 人	△ 7.5%
0 歳～14 歳	1,235 人	△ 13.7%	1,098 人	△ 11.1%	886 人	△ 19.3%	709 人	△ 20.0%
15 歳～64 歳	4,015 人	△ 8.9%	3,825 人	△ 4.7%	3,248 人	△ 15.1%	2,861 人	△ 11.9%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	921 人	△ 22.9%	876 人	△ 4.9%	714 人	△ 18.5%	612 人	△ 14.3%
65 歳以上 (b)	1,053 人	9.1%	1,200 人	14.0%	1,378 人	14.8%	1,529 人	11.0%
(a)/総数 若年者比率	14.6%	-	14.3%	-	13.0%	-	12.0%	-
(b)/総数 高齢者比率	16.7%	-	19.6%	-	25.0%	-	30.0%	-
昼間人口	7,039 人	△ 7.7%	6,833 人	△ 2.9%	6,078 人	△ 11.0%	5,587 人	△ 8.1%

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,784 人	△ 6.2%	4,324 人	△ 9.6%	3,900 人	△ 9.8%
0 歳～14 歳	550 人	△ 22.4%	448 人	△ 18.5%	364 人	△ 18.8%
15 歳～64 歳	2,566 人	△ 10.3%	2,213 人	△ 13.8%	1,917 人	△ 13.4%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	614 人	0.3%	421 人	△ 31.4%	377 人	△ 10.5%
65 歳以上 (b)	1,668 人	9.1%	1,663 人	△ 0.3%	1,618 人	△ 2.7%
(a)/総数 若年者比率	12.8%	-	9.7%	-	9.7%	-
(b)/総数 高齢者比率	34.9%	-	38.5%	-	41.5%	-
昼間人口	5,365 人	△ 4.0%	4,721 人	△ 12.0%	4,286 人	△ 9.2%

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日			平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	4,756 人	—	—	4,342 人	—	△ 8.7%	3,878 人	—	△ 10.7%
男	2,299 人	48.3%		2,073 人	47.7%		1,821 人	47.0%	
女	2,457 人	51.7%		2,269 人	52.3%		2,057 人	53.0%	

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数※	3,537 人	—	△ 8.8%	3,439 人	—	△ 2.8%
男※	1,634 人	46.2%		1,586 人	46.1%	
女※	1,903 人	53.8%		1,853 人	53.9%	
参 考	男 (外国人住民)	3 人		4 人		
	女 (外国人住民)	15 人		12 人		

※外国人住民除く

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,093		人 4,435	% △ 12.9	人 4,190	% △ 5.5	人 3,691	% △ 11.9
第一次産業 就業人口比率	% 52.9		% 45.7	—	% 44.1	—	% 31.2	—
第二次産業 就業人口比率	% 11.4		% 14.1	—	% 12.2	—	% 20.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 35.7		% 40.2	—	% 43.7	—	% 48.3	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,381	% △ 8.4	人 3,381	% 0.0	人 2,933	% △ 13.3	人 2,756	% △ 6.0
第一次産業 就業人口比率	% 25.0	—	% 25.0	—	% 20.6	—	% 19.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 21.9	—	% 21.9	—	% 24.8	—	% 24.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 53.1	—	% 53.1	—	% 54.6	—	% 56.3	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,457	% △ 10.8	人 2,114	% △ 14.0	人 1,853	% △ 12.3
第一次産業 就業人口比率	% 15.5	—	% 16.3	—	% 15.1	—
第二次産業 就業人口比率	% 22.4	—	% 19.7	—	% 18.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 61.9	—	% 64.0	—	% 66.5	—

(3) 行財政の状況

① 行政

地方公共団体を取り巻く状況は、地方分権の推進や国における構造改革の推進等、様々な社会情勢の変化に伴い大きく変化してきている。また、住民の価値観や生活の多様化に伴い、行政に対する要望等も多岐複雑化してきている。

本町はこれまで平成 22 年度第 3 次行財政改革大綱を策定し、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、事務事業の効率化・高度化、職員定数の定員管理及び給与等の適正化、組織機構の見直し、行政評価手法の導入等を行ってきたが、総合計画の見直しや公共施設等総合管理計画との連携を図るため、計画期間を平成 28 年度末まで 2 カ年延長したところである。

今後も、川本町第 5 次総合計画を念頭に置きながら、「住民が満足する持続可能な行財政」を実行する行政経営基盤の確立を目指す。

② 財政

現在の財政状況は国・地方ともに厳しい状況である。そのような中、本町の財政構造も町税等の自主財源に乏しく、国・県からの地方交付税や補助金等に依存した脆弱なものとなっている。この地方交付税については先行が不透明であること、また人口減少等による町税等の自主財源の先細りも予想されるところであり、中長期的にも一層の財政状況悪化が懸念され、行政課題解決に必要な財源が確保し難い状況である。

また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、近年 90% 台を推移しており慢性的に財政が硬直化していることが言える。

このような財政状況を踏まえ、中長期的な財政運営を考慮し、住民ニーズ、客観的必要性、緊急度、事務事業評価の活用など行財政全般にわたる歳出抑制に努め、将来の財政運営に配慮した財源の重点的、効率的な財政運営を行う必要がある。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	4,935,474	3,602,206	4,876,999	3,837,509
国庫支出金	266,410	136,864	1,164,662	539,303
都道府県支出金	315,103	214,367	237,808	257,269
地方債	660,200	408,900	578,800	314,600
うち過疎債	214,900	52,000	371,900	188,600
その他	270,618	264,842	2,895,729	2,726,337
歳出総額 B	4,866,742	3,582,930	4,837,779	3,778,921
義務的経費	1,650,938	1,619,514	1,526,433	1,419,696
投資的経費	1,251,325	197,033	1,469,487	574,289
うち普通建設事業費	1,181,643	189,953	1,391,898	521,343
その他	1,964,479	1,766,383	1,841,859	1,784,936
過疎対策事業費	311,336	115,000	1,422,849	757,590
歳入歳出差引額 C (A - B)	68,732	19,276	39,220	58,588
翌年度へ繰越しすべき財源 D	33,549	0	3,369	13,358
実質収支 C - D	35,183	19,276	35,851	45,230
財政力指数	0.16	0.16	0.16	0.16
公債費負担比率	19.7	28.7	18.5	18.3
起債制限比率	9.9	13.6	4.1	8.9
実質公債費率	-	-	17.4	15.2
経常収支比率	97.5	97.0	91.5	91.5
将来負担比率	-	-	62.7	2.5
地方債現在高	7,511,309	6,068,454	3,984,947	3,545,232

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2年 度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	7.4	22.2	35.5	41.6	51.0	51.0
舗装率 (%)	2.5	37.2	70.8	78.3	82.2	82.2
耕地 1 ha 当たりの農道延長 (m)	161.7	198.9	74.6	69.8	144.5	144.5
林野 1 ha 当たりの林道延長 (m)	5.2	6.0	4.1	4.0	27.8	17.9
水道普及率 (%)	69.0	80.7	82.7	88.7	87.9	88.0
水洗化率 (%)	—	—	—	31.8	45.0	49.9
人口千人当たりの病院、診療 所の病床数 (床)	0.0	19.0	21.0	18.2	22.2	23.9
小学校危険校舎面積比率 (%)	28.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中学校危険校舎面積比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

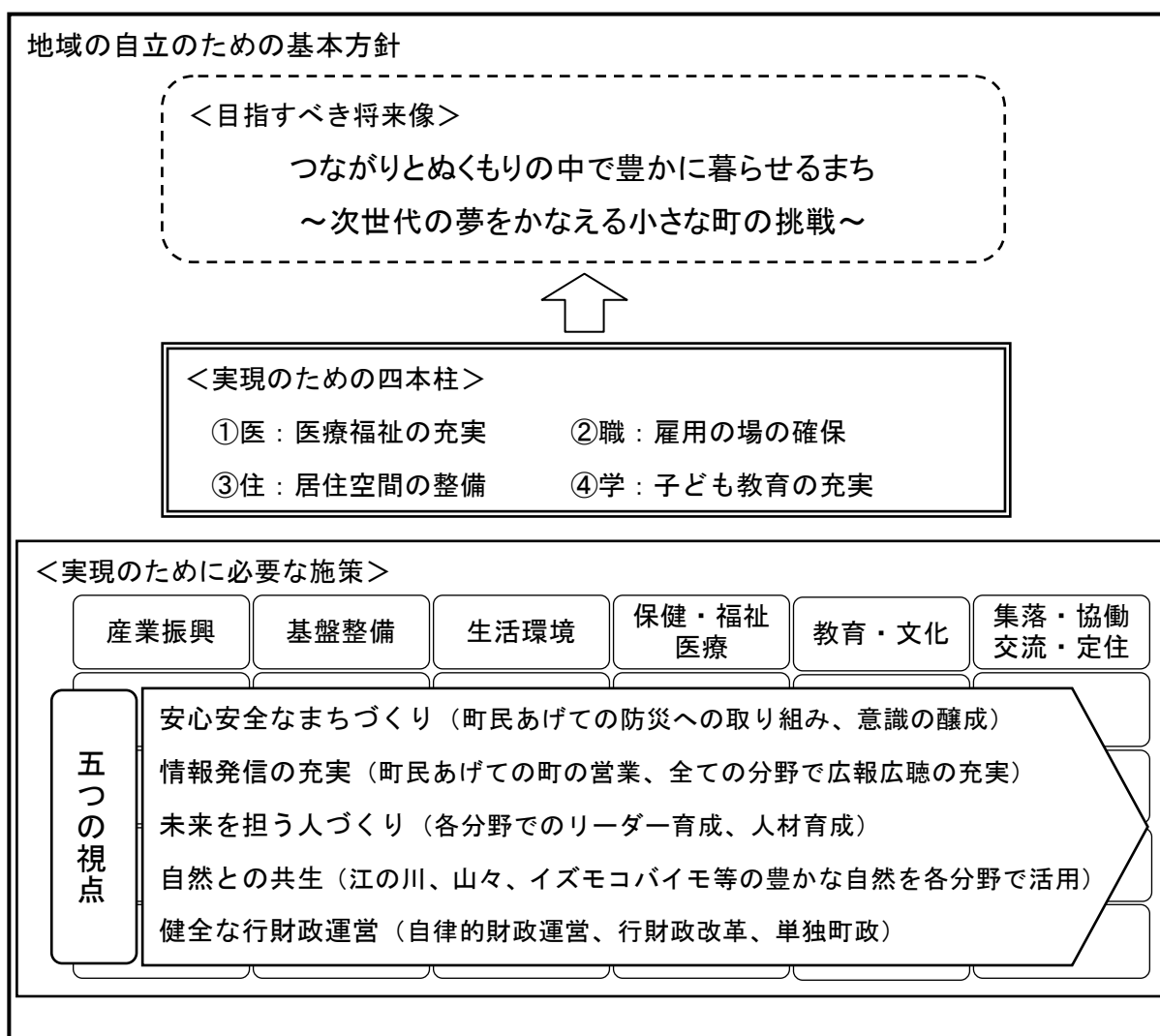
(4) 地域自立促進の基本的方針

① 従来の過疎対策と現状

本町は、昭和 45 年の旧過疎法の制定以来、道路、住宅、産業施設、農業集落排水施設、教育文化施設等、住民の生活向上のための様々な整備を行い、基礎的な生活条件を整えてきた。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、それに起因した地場産業の衰退、経済活動の低迷、地域集落の衰退、町財政の悪化等、依然様々な問題を抱えている。

これらの現状を踏まえて、本町の目指すべき将来像を以下のとおりとし、これを実現するために 4 本の柱を掲げて、地域自立に向けた取組みを積極的に推進していくものとする。



② 目指すべき将来像

本町が後期過疎地域自立促進計画最終年である平成 33 年に目指す川本町の将来像を以下のとおりとし、それに向けた取組みを推進していく。

「つながりとぬくもりの中で豊かに暮らせるまち ～次世代の夢をかなえる小さな町の挑戦～」

川本町は、一級河川江の川を有し、豊かな緑に囲まれた自然あふれる環境の中で、季節の変化を感じながら暮らすことができるまちであり、また、温かな人のつながりの中で、心豊かに暮らすことができるまちである。

本計画では、このまちの人・自然・資源を大切にしながら、だれもが安心して生活できる環境を整えることで、「暮らしてみたい」「これからもずっと暮らし続けたい」と思うまちづくりを進め、このふるさとを夢と希望あふれる次世代に向けて確かにつなげていくため、「つながりとぬくもりの中で豊かに暮らせるまち」を本町の将来像とし、住民とともにその実現を目指す。

③実現のための四本柱

目指すべき将来像を達成するために必要な4つの重点項目「医」「職」「住」「学」を四本柱として定める。子どもの数や高齢化率等の年齢バランスを達成するため、若年層、子育て世代の定住促進を強化する。

「医」 医療福祉の充実

町民一人ひとりが健康でいきいきと生活できる社会を実現するためには、保健、医療、福祉の充実が必要不可欠である。特に、高齢者や子どもを持つ親が安心した生活を送ることができる町を目指すことは、すべての住民の安心につながる。

川本町には、民間の医療機関や福祉事業所が存在する。この分野については、町とこれら事業者が連携して取り組むことで、より一層充実したサービスと安心を提供する。

「職」 雇用の場の確保

若者定住やU・Iターンによる人口増加の取り組みを進める上で、最も重要な要素は生活の糧ともなる「働く場」である。依然として厳しい雇用情勢が続く中、生活基盤を支え、安定した生活を送るためには、雇用の拡大・確保を図ることが喫緊の課題である。川本町には遊休施設や遊休地、空き店舗が多くあるが、これらを活用した企業誘致や起業支援を行うこと、また地域資源を活用した雇用創出の取り組みを行うことで、生活基盤の安定と活気にあふれるまちづくりを目指す。

「住」 居住空間の整備

川本町の緑豊かな自然の中で生活することは住民の誇りであり、こうした生活を望んで川本町への定住を希望する人は少なくない。しかしながら、既設の公営住宅の老朽化や賃貸可能な

空き家の不足により、こうした定住希望者への対応が困難な現実がある。快適な居住空間を提供することは、雇用の確保とともに重要な課題である。

将来にわたって川本町に住み続けるための家屋を建築できるよう、良好な宅地を供給する宅地整備を計画的に推進すること、また、新築や住宅の整備、空き家改修を促進することによってより質の高い、安心して暮らせる居住空間を官民が連携して整備することで、川本町に暮らす人々の満足度を高める。

「学」 子ども教育の充実

少子化という現実を前にして、より良い教育環境づくりのために、平成24年4月1日をもって町内小学校3校を1校に統合した。しかし、6学年とも1クラスで、30人を超えるクラスはなく、今後も少子化の進行により、児童数を維持していくことが困難になることが予想される。

人口と年齢バランスを維持していくためには、若年層、特に子育て世代の定住が重要であり、そのためには子ども達への教育環境の充実を図ることが急務である。

川本町の豊かな自然環境を活かしながら、学校・家庭・地域が連携したきめ細かな教育を図る取り組みを行う。

④実現のために必要な施策

本計画では、目指すべき将来像を実現するために必要な施策を「産業振興」、「基盤整備」、「生活環境」、「保健・福祉・医療」、「教育・文化」、「集落・協働・交流・定住」の6つに分類する。また、全ての施策の実施にあたっては次の5つの視点を意識しながら推し進める。

1. 安心安全なまちづくり（町民あげての防災への取り組み、意識の醸成）
2. 情報発信の充実（町民あげての町の営業、全ての分野での広報広聴の充実）
3. 未来を担う人づくり（各分野でのリーダー育成・人材育成）
4. 自然との共生（江の川、山々、コバイモ等の豊かな自然を各分野で活用）
5. 健全な行財政運営（自律的財政運営、行財政改革、単独町政）

(5)計画期間

この計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間とする。

2. 産業の振興

(1) 現状と問題点

① 農業

本町の農業は、高齢化・過疎化等により後継者や担い手不足が深刻であり、農業生産の停滞と農地の荒廃等が進行している。また、有害鳥獣被害が年々増加し、農作物への被害が深刻化している。このため農地の耕作放棄や耕作意欲が低下する要因となり、新たな農地の荒廃を生み出す深刻な問題となっている。

総農家戸数は、平成27年に284戸となり5年前に比べて104戸減少している。販売農家戸数は166戸で、その内訳は専業農家63戸・兼業農家第1種は15戸・第2種は88戸である。5年前と比較すると、販売農家戸数は64戸・専業農家は13戸減少し、兼業農家は第1種で7戸減少し、第2種で44戸減少している。農家経営耕地面積は平成27年には、205㌦と5年前に比べると1㌦減少しているが、これは国の農業政策による減反と高齢化によるものと思われ、農家1戸当たりの経営面積も大変零細な規模である。

また、農業経営は零細なものでしかも兼業化が進む中であって、米作を中心とした単一経営が高い割合を占めている。依然として米作に対する依存度が高いため、新たな農作物への取組はあまり見られず、農業生産の拡大は極めて厳しい現状にある。そのため、大豆・白ネギ・施設野菜・花き・西条柿・菌床椎茸・畜産・鴨、に加えて、近年ではエゴマを本町の重点振興作物に位置づける等、米作中心から新しい農産物への転換を引き続き促進する必要がある。

このような状況を踏まえて、遊休農地の有効利用・米作中心からの作物転換・有害鳥獣対策が急務である。

耕作放棄地や休耕地を、集落営農組織や、認定農業者、担い手農家が中心となって耕作し、直売所において販売出来るような体制作りが必要である。また企業参入の促進を図り、直売所における直売だけでなく、都市への販売に結びつけて行くことが必要である。

資料-2-1 (1)

年次	耕地面積			
	計	田	畑	樹園地
昭和50年	556	375	113	68
昭和55年	515	352	117	46
昭和60年	474	332	106	36
平成2年	419	310	83	26
平成7年	380	287	68	25
平成12年	333	262	53	17
平成17年	244	207	28	9
平成22年	206	171	27	9
平成27年	205	180	21	4

(資料: 島根県統計書)

資料-2-1 (2)

経営規模別農家数

(単位: 戸)

項目 年度	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	951	905	822	685	603	546	465	388	284
～0.3	278	304	292	211	182	184	176	159	111
0.3～0.5	207	186	169	138	128	116	88	62	43
0.5～1.0	336	288	238	226	183	165	135	110	79
1.0～1.5	93	85	80	69	71	53	45	30	24
1.5～2.0	26	28	23	27	22	13	8	12	7
2.0～3.0	8	9	13	9	10	10	7	10	5
3.0～5.0	3	4	6	3	6	4	4	3	4
5.0～	0	1	1	2	1	3	2	2	8

(資料: 島根県統計書)

資料-2-1 (3)

専・兼業別農家数の推移

(単位: 戸)

年次	総農家数	専・兼業別		
		専業	第1種兼業	第2種兼業
昭和50年	951	75	207	669
昭和55年	905	127	110	668
昭和60年	822	141	77	604
平成2年	685	151	56	478
平成7年	603	140	64	399
平成12年	546	90	17	258
平成17年	465	81	14	196
平成22年	388	76	22	132
平成27年	284	63	15	88

(資料: 農林業センサス)

② 林業

本町の林野面積は、9,013 ㌦で総面積の 84.6% (内民有林 86.1%) を占め、天然林は 60.7%、人工林 36.4% である。また、森林所有構造を見ると、林家の大部分は経営規模が 5 ㌦未満の零細所有者である。保有山林もスギは 9 齢級以上、ヒノキは 6・7 齢級にピークがあり、人工林における齢級のアンバランスが生じている。そのため、今後の林業振興の具体的な取組にあたっては、これらを考慮した木材生産とその後の更新による齢級構成の平準化が、本町の林業振興の重要な課題であり、計画の位置づけが急がれるところである。

しかし、近年林業をめぐる諸情勢は、国産材の価格の長期低迷と伐採までの長期投資・森林所有者の高齢化など厳しい状況にあり、林家の投資意欲も減衰し、保育が適正に行われていない人工林も多く見られる。森林のもつ公益的機能の高度な発揮と林家の財産形成の上で、粗放的林野の整備と生産基盤となる管理や、資材搬入搬出のための林道及び作業道の整備が必要である。

このためには、長期的展望にたち、長伐期施業への計画変更、環境や景観対策など公益的機能も兼ね備えた施業計画を樹立し、実行機関である森林組合や林家と密接な連携をとりながら、生産性の向上と資産形成を考える必要がある。そして、豊富な森林資源の有効利用として、農村公園や森林公園の活用を進める必要がある。

また、森林資源を新エネルギー資源として有効に活用する仕組みづくりや、間伐による有害鳥獣対策などの取り組みも必要である。

資料 2-2 (1)

所有形態別森林面積の推移

(単位:ha)

区分		平成24年	平成25年	平成26年	
国有林		1,250	1,250	1,250	
民有林	公有林	県有林等	758	757	786
		公社	621	621	621
		町有林	387	387	387
		総数	1,766	1,765	1,794
	私有林	5,998	5,998	5,969	
森林面積計		9,014	9,013	9,013	

資料 2-2 (2)

区分		針葉樹	広葉樹	計
人工林	国有林	887	136	1,023
	民有林	2,861	8	2,869
	計	3,748	144	3,892
天然林	国有林	16	170	186
	民有林	117	4,597	4,714
	計	133	4,767	4,900
総数	国有林	903	306	1,209
	民有林	2,978	4,605	7,583
	計	3,881	4,911	8,792

資料: 森林資源関連資料(H26)

国有林の地域別の森林計画書(H22.4.1~H32.3.31)

資料 2-2 (3)

森林所有構造

林業経営体数							保有山林面積 (ha)
計	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30ha以上	
61	-	17	20	10	4	10	149,930

資料:農林業センサス(H22)

③ 内水面漁業

本町の内水面漁業は、家庭排水等による水質汚濁や河川改修等による生息地の環境変化等の諸条件が重なり、水産資源の減少とともに漁獲量も年々減少している。これらの現状から官民一体となって、徹底した河川の水質の改善に努め、魚類の繁殖環境の改善を図る必要がある。また、鮎・鰻・鯉・ツガニはもとより、はえ・ギギ・ナマズなども地域の隠れた水産資源として、食品や加工品などの新しい活用を目指し、魚類によっては稚魚の放流による漁獲量の増大を図る必要がある。

そのため、在来魚の繁殖を妨げ、生態系を破壊するブラックバスやブルーギルといった外来魚の駆除や適正管理の方法を検討する必要がある。

さらに、現在も遡上がみられるサケやサクラマス保護を図ることで新たな水産観光資源として活用を検討する。

④ 商業

本町は、邑智郡の交通・物流の拠点として、また、政治・経済の中心的な役割を果たしてきた。しかしながら、自動車中心の交通・物流手段が発達し道路網の整備が進むにつれて本町の優位性は失われ、消費人口の減少、NTT、中国電力などの出先事業所の撤退、あるいは社会経済の変化など諸要因により、消費機能が次第に低下している。その傾向は、島根県内はもとより邑智郡内で比較しても顕著になっている。

また、「急速なモータリゼーションの進展」「人々の価値観の多様化」「消費者のライフスタイルの変化」を受け、併せて、「産業構造の転換政策」等により、商業施設の郊外分散が進展し、中心市街地における商業機能の空洞化が進む結果となり、その空洞化が、中心市街地全体の機能の衰退をもたらす要因となっている。

特に弓市地区の中心市街地の商業機能とともに、町民の生活の場としての機能維持が課題となっている。一方、因原商圏の国道261号沿線に、大型店舗やコンビニエンスストア等が進出したことにより交流人口は増加している。

このような状況において、近年取り組んでいる空店舗活用支援等により、少しずつ新たな起業が起きていることから、消費者ニーズの多様化・高質化に対応する個店づくりや商店街

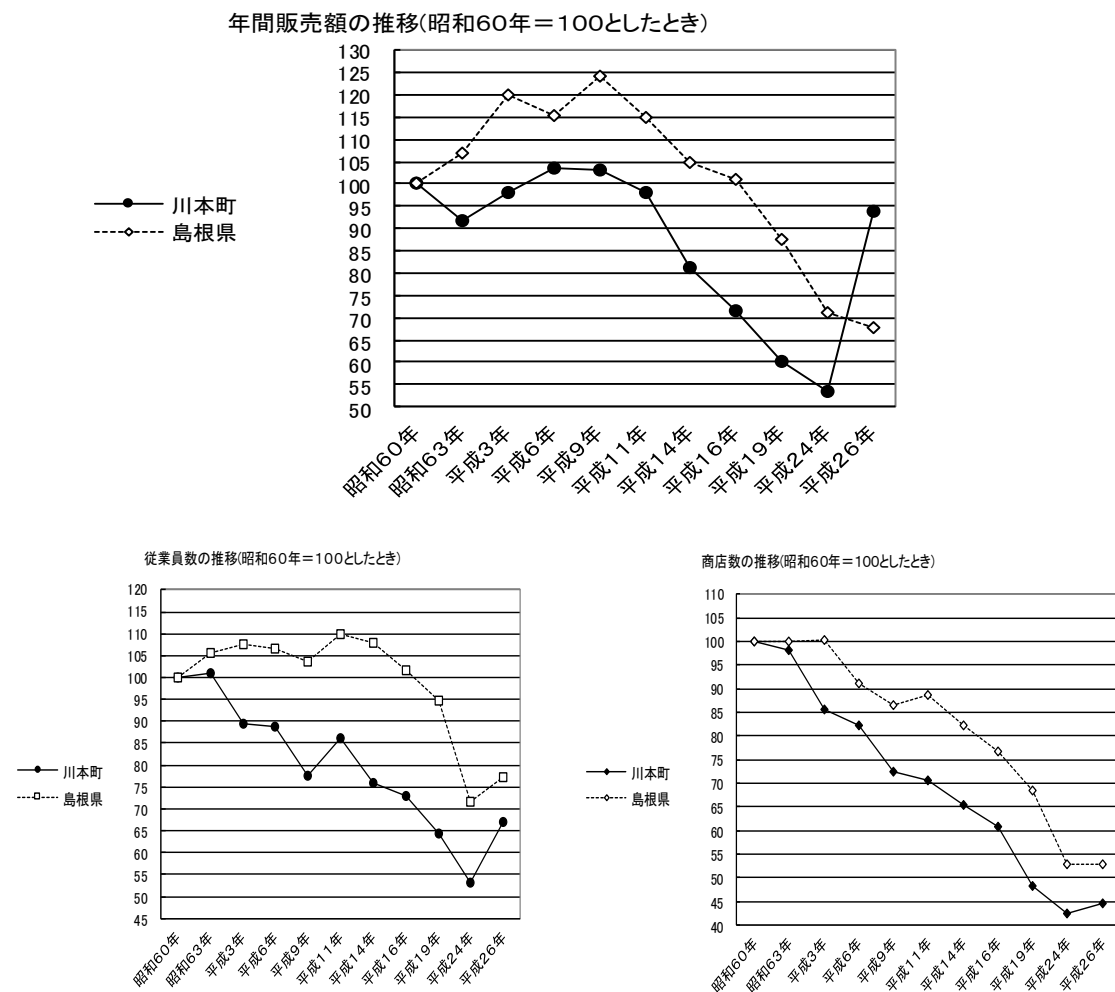
の組織力、魅力向上を図りながら今後もより一層ニーズに応じた支援を行うとともに、新たな担い手の育成等についても取り組む必要がある。

資料 2-3 (1) 商業の推移(卸売業・小売業)

川本町			
年次	商店数(店)	従業者数(人)	年間販売額(万円)
昭和60年	153	468	689,202
昭和63年	150	473	631,436
平成3年	131	419	674,480
平成6年	126	416	712,229
平成9年	111	363	710,738
平成11年	108	403	675,583
平成14年	100	355	559,666
平成16年	93	342	491,882
平成19年	74	301	414,723
平成24年	65	249	366,948
平成26年	68	314	645,452

(資料:商業統計調査)

資料 2-3 (2) 商業(卸売・小売業)の主な指標について 川本町・邑智郡・島根県の比較
(昭和60年=100とした指数推移)



⑤ 工業

本町の工業は、近年一貫して減少傾向をたどっている。平成25年は昭和61年と比較しても、事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに大幅に減少している。対照的に、島根県内では同期間に製造品出荷額が約1.3倍に増加している。これは、本町の工業がコンクリート製品・木材加工・縫製など不況業種が多く、産業構造変化に対応できなかったこと、また成長分野の製造業種を擁していないことが大きい。

本町は、地形的に工業適地に恵まれず、有力な地場産業もないが、今後は本町の強みである学び、健康、音楽等特性を活かした産業の誘致や起業支援を積極的に推進する必要がある。

資料2-4(1)

製造事業所・従業者数・製造出荷額(従業員4人以上の事業所)

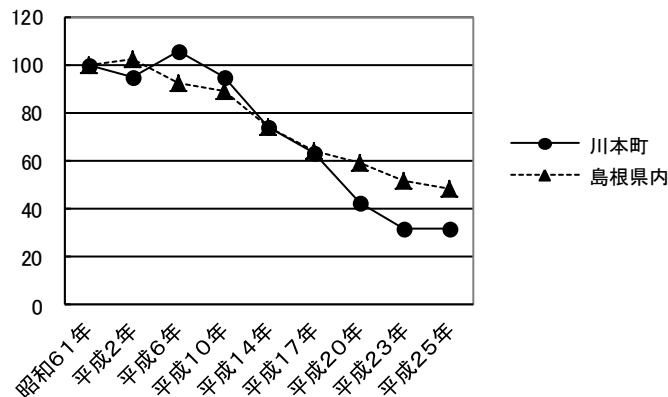
製造事業所・従業者数・製造品出荷額

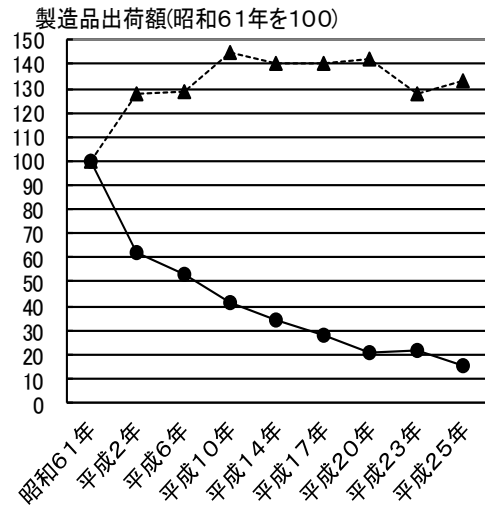
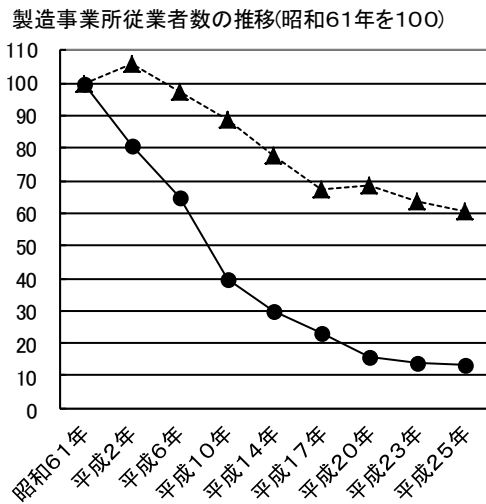
区分	事業所数 (戸)	従業者数 (人)	製造品 出荷額 (万円)	1事業所 当たり 従業者数 (人)	1事業所 製造品 出荷額 (万円)
昭和61年	19	352	291,718	18.5	15,354
平成2年	18	285	181,032	15.8	10,057
平成6年	20	229	155,394	11.5	7,770
平成10年	18	140	120,471	7.8	6,693
平成14年	14	105	98,391	8	7,028
平成17年	12	82	81,077	7	6,756
平成20年	8	56	60,641	7	7,580
平成23年	6	49	61,786	8	10,298
平成25年	6	48	45,814	8	7,636

(資料:工業統計調査)

資料2-4(2) 工業(卸売・小売業)の主な指標について 川本町・邑智郡・島根県の比較
(昭和60年=100とした指数推移)

製造事業所数の推移(昭和61年を100)





⑥ 観光・レクリエーション

本町は観光資源に乏しく、石見銀山や三瓶山を訪れる観光客の通過点に過ぎなかったが、石見銀山が世界遺産に登録されたことを受け、観光客は一時的に急増することとなった。

今後は、これらの交流人口を通過のみとならないよう、道の駅インフォメーションセンターかわもとを情報発信の拠点として積極的に活用し、湯谷温泉弥山荘やかわもと音戯館等との一体的な利用を推進する等、施設の活用方法の見直しを行う必要がある。

また、川本の健康資源であるエゴマや医療福祉機関等、石見銀山を活かし、広島空港から直結する台湾などからの観光客を誘致する取組を行う。

本町に自生するイズモコバイモは、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧種に指定されている全国的にも稀少な植物であり、町の新たな魅力として山野草愛好家等を中心に交流人口の増加を図っていく必要がある。また、JR三江線を観光資源と捉えて関係自治体とも連携を図りながら誘客を進めていくことが求められている。

⑦ 地域自立のための産業振興

町内産業の停滞傾向を打破するためには、地域に内在する産業の活性化と、新たな付加価値を有する産業の創出が必要となる。

そのためには、新たな産業を創出する人材の育成・事業者間の交流や連携による新規事業・新分野への進出等を支援し、農商工連携や生産・加工・流通・販売の一体的な取り組みが求められる。

また、町内全域に整備した光通信網を活用し、生産・流通・サービスなどの新たな事業展開を推進する必要がある。

(2)その対策

① 農 業

(生産基盤の整備)

- 農地保全、休耕地の活用を図るため、農業公社と連携をとりながら農地保有合理化を推進する。
- 既耕地基盤の充実と遊休農地の有効利用の一環として、経営規模の拡大を志向する農家や新規農業希望者に対する農地の取得・確保・斡旋について、具体的な支援に向けて積極的に努める。
- 大豆・白ネギ・施設野菜・花き・西条柿・菌床椎茸・畜産・鴨・エゴマ等を本町の重点振興作物に位置づけて、生産について助成措置を講じるなど、米作中心から新しい農産物への転換を引き続き促進し、農地の高度利用と農業経営基盤の安定に努める。
- 担い手として認定農業者の確保、集落営農組織や新たな担い手の育成を図り、地域ごとにおいて耕畜連携による有機質の土づくりを行い良質な農産物栽培に取り組み生産者、農外参入企業等、関係機関が一体となり地域の特性を生かした産地づくりを目指す。

(生産体制の充実)

- 生産組織を拡大強化し、市場における販路の開拓と産地間競争に向けた農産物のブランド化や生産量の増大・生産コストの削減を推進する。
- 特産品の振興に向けて、地域住民とともに新しい地場産業の確立と、実習・体験農業などの新しい経営に取り組み、後継者の育成を図る。
- 農業技術と生産力の向上を図るため、JA等関係機関と連携を取りながら、認定農業者や担い手農家の育成、また、自立に向けて地域営農集団を組織化し、作物の部門別生産体制の充実強化と、併せて農業用機械の共同化だけでなく農用地利用改善団体として1集落1農場を目指し、集落営農活動を推進する。
- 農業参入企業が地域農業の中核として持続的かつ発展的な経営が展開できるよう、地域の農業者や他の参入企業、異業種等との連携・協働による事業展開を支援する。

(経営の安定と流通機能の強化)

- 認定農畜産物について、共販出荷体制を整備するとともに、消費者や企業との受託契約栽培に取り組むほか、町内で生産し消費する農産物の地産地消を積極的に推進し、経営の安定と品質の統一化を行う。
- 農産物の安定供給と計画的な出荷を行い、消費者と生産者の信頼に努める。
- 規格外農産物を有効に活用するため、産直市による販売や、販路の開拓、加工食品の原材料として消費する新たな起業への対応に努める。

- 農産物集出荷施設の整備・共同出荷体制の確立・販路の確保及び流通機能の強化に努める。

(新しい時代への農業展開)

- 価値観や嗜好がめまぐるしく変化する現代において、情報を早く入手し、瞬時に対応していけるような体制づくりを行う。
- 地域の特性や採算性を考え、所得の増加と経営規模の拡大による雇用の増大を目指し、経営者及び地域の自立促進に向けた農業振興を推進する。
- 食の安全や健康について意識が高まる中、土づくりにこだわり、有機野菜の栽培を推進し、機能的食材となる作物の栽培、加工の推進を図る。
- 町内農産物の地元消費拡大と販路開拓を積極的に推し進めて、基幹産業である農業経営の安定を図る。
- 定年後の第2の人生を田舎へ求めて来られる方、新規に農業をやってみたいと思っている方に対応できるよう、空き家や農地を一体にした情報提供を行い、農地を取得でき入居してもらえるような体制をつくり、農村地域への人口流入を図る。
- 新たなものづくりでなく、今自生している自然のものを見直し、商品価値へと結びつけることによって、新たな事業起こしへとつなげていく。
- 耕作放棄地や休耕地を、集落営農組織や、認定農業者、担い手農家が中心となって耕作し、直売所において販売出来るような体制作りが必要である。また加工も行い、直売所だけでなく、都市への販売に結びつけて行くことが必要である。
- 他業種からの農業参入により、生産から加工、販売まで一貫して行い、地域の新たな雇用の場となるよう推進を図る。
- 集落に適した被害防除対策の立案や実証を行う。

② 林業

(林業基盤の整備)

- 各種の補助事業によって林道、作業道の基盤整備を推進する。
- 山林の維持管理を計画的に行い、枝打ち・間伐等を進め、優良材の生産と資源の有効活用を図るために、間伐材の加工施設の整備に努める。
- 森林組合の機能や組織の強化を図るために、林業技術の向上と併せて林業従事者の後継者育成に努める。
- 森林が持つ多面的機能の活性化を図るため、森林生育調査、作業道開設などを行うために必要な活動に対し交付金を交付する。

(新しい時代への林業展開)

- 自然とのふれあいは、地域住民に限らず都市圏の人々の願望である。森林浴や散策、また自然愛好家の交流促進に向けた個性豊かな地域づくりを図る。
- 間伐による緩衝帯を設置し、有害鳥獣が農地に接近しづらい環境を整備する。
- 間伐材や広葉樹などを活用し、木材加工品の開発、商品化を促進し、林業経営者の所得向上に努める。

(森林資源の新エネルギー活用)

- 間伐の残材をチップボイラー燃料として活用し、公共施設等に新エネルギーシステムを構築する。
- 木質バイオマス発電所への木質チップの供給拡大を図るため、高性能林業機械の導入による生産基盤の整備、森林組合の育成強化、林業従事者と後継者の確保、林地残材の有効活用に努める。

③ 内水面漁業

- 江の川流域の市町と協力し、広域的な河川環境美化と水質浄化に努める。
- 護岸改修は、環境に配慮した自然石や環境ブロックを使用するなど、魚やカニ等のすみかづくりや景観対策を関係機関とともに推進する。
- 水産資源や水辺を活用した散策ゾーン・水辺公園・観光漁業ゾーンを設置し、観光を推進する。
- 都市部からのつり客の誘致やサケの観察会などを行い、交流を図る。

④ 商 業

- 空き店舗活用や担い手不足など地域コミュニティ形成のための対策を行う。
- 中心市街地における商業・サービス業の活性化については、各地場産業、行政や各関係機関の密接な連携とともに、住民参画と協力による地域全体が一体となった取り組みを行う。
- 店舗経営の継続、新規起業、事業拡大等に向けた人材育成を図るため、研修会やセミナー異業種間交流の場の情報提供をはじめ、支援制度を構築する。
- 空店舗等を活用して多様な働く場や働き方の創造に挑戦する人や事業者を支援する取組を展開するため事業者交流によるビジネスアイデアの創造、空き店舗情報の公開、ビジネスコンテスト等を通じた起業支援、オープンスペース確保や景観改善等の町並み整備等の取り組みを行う。

⑤ 工 業

- 既存産業の育成振興を図る一方、特産品開発など地場産業の育成は勿論、地域の特色を生かした産業の誘致や起業支援を積極的に推進する。
- 企業立地を推進するため、工業用地確保など立地基盤整備を推進する。
- 用地取得や建物取得、設備投資、操業開始後の運転経費等の無利子貸付や返済免除制度を設け、企業誘致の推進を図る。
- 誘致可能性のある事業者に対しては、受入候補地域の住民等とも連携した取組を展開し、併せて企業と地域住民のニーズに則した基盤整備に取り組む。
- 町内の事業者が雇用規模の増加を伴う事業拡大・展開を行う場合の支援を行う。

⑥ 観光・レクリエーション

- 世界遺産・石見銀山、出雲大社、国宝に指定された松江城などへの観光客（外国人観光客を含む）を川本に誘導できるよう、地域住民や関係機関と一体となって、川本の観光素材のブラッシュアップや情報発信を行うと共に、外からの情報を受け入れていける体制を整える。
- 道の駅インフォメーションセンターかわもとの大規模改修を行い情報発信の拠点として積極的に活用し、湯谷温泉弥山荘や笹遊里公園との一体的な利用を推進する等、施設の活用方法の見直しを行う。
- 健康資源を活かし、広島空港から直結する台湾などからの外国人観光客を誘致し新たな経済効果を創出する。
- 本町が「日本一のイズモコバイモの群生地」であることを全国にPRし、全国の山野草愛好家等の交流人口の増加を図りながら、町全体でこれらの植物を保護・管理する。
- JR三江線を活用した観光プランをPRし、利用促進と交流人口拡大を図る。

⑦ 地域自立のための産業振興

- 高齢者や女性の社会参画と自立を支援するための情報提供・地域間交流による情報交換などを積極的に推進し、産業振興を担う新しい層の人材育成に取り組む。
- 新たに町内全域に整備した光情報通信網を活用し、既存産業の活性化や新規事業進出を促し、新しい産業の創出を促進する。

(3)計 画

産業の振興に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
1.産業の振興	(1)基盤整備	造林事業	川本町	
	(5)企業誘致	工場用地整備推進事業	川本町	
	(8)観光又はレ クリエーショ ン	道の駅大規模改修事業	川本町	
	(9)過疎地域自 立促進特別事 業	エゴマ産地育成事業	川本町	
		商店活性化支援事業	民間等	
		雇用定住人材確保事業	川本町	
		農地流動化助成事業	川本町	
		企業立地支援事業	民間等	
		みどりの担い手育成事業	森林組合	
		6次産業化推進事業	川本町	
		インバウンド推進事業	川本町	
有害鳥獣対策事業		川本町		

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現状と問題点

① 道路整備

本町の道路状況は、国道 261 号が本町の南西部を通過し、この国道から 3 路線の県道が分岐している。県道は、主要地方道 4 路線、一般県道 5 路線があり、幹線町道とそれぞれ接続している。

国道 261 号は整備が進んでおり、中国横断自動車道広島浜田線・中国縦貫自動車道・山陽自動車道との接続により、広島市内までの所要時間も 1 時間 30 分程度に短縮されている。特に中国横断自動車道広島浜田線の開通によって、瑞穂インターチェンジへの接続道の整備も図られ、浜田・広島方面への移動時間の短縮が図られている。

県道の整備状況は、改良率 68.7%・舗装率 100%（平成 27 年 4 月 1 日現在）と逐次整備が進められているが、県外車両や大型車両の交通量増加によって、既設の道路事情では十分とは言えない状態である。そのため、今後の整備については、幹線道路を中心に重点的な整備と二次改良を含めた改良を進めていく必要がある。

町道の整備状況は、これまで過疎対策事業の基本施策として進めてきたが、改良率 51.0%・舗装率 82.2%（平成 27 年 4 月 1 日現在）は、郡内の他町と比較しても整備水準は低いと言わざるを得ない。特に改良については県平均を下回り、郡内でも最下位の状況である。

道路整備は、住民の生活道路の確保はもちろんであるが、地場産業の発展など経済効果の面においても大きな影響を与えるものであることから、日用雑貨や生産物などの物流の輸送路として、また、交流人口の拡大の観点にたった主要幹線道路の整備を重点的に進める必要がある。

また、産業振興を推進していく上でも、これからの道路は、安全性・機能性・利便性の視点ばかりでなく、道路整備にあたっては、潤い・景観といった、いわゆる地域の自然環境にマッチした道路整備が求められるので、道路沿いへの街路樹の植栽・花壇の設置等についても計画的に進めて行かなくてはならない。

農林道は、農林業経営の機械化や合理化、農林産物の輸送など、生産・販売の基盤として、集落を結ぶ道路整備も重要であり強化する必要がある。

現在 2 市 2 町（大田市・川本町・美郷町・江津市）にわたる広域営農団地農道の整備は、中国横断自動車道広島浜田線・中国縦貫自動車道を活用し、山陽・京阪神・北九州市場へ、農産物を経済的かつ安定的に供給するための重要な基幹農道であり、必要に応じた改良が望まれる。

また、農道は集落の生活道路としての利用度も高く、町道整備とともに集落の利便性も考慮しながら整備を進める必要がある。

② 交通対策

本町の公共交通機関としては、JR三江線・石見交通・邑南バス・町営スクールバスがあり、通勤通学や高齢者の交通手段として利用されているが、乗降客の減少に伴い発着便数の減少や路線廃止などの検討が行われている。このような状況は、公共交通機関以外に交通手段がない交通弱者にとっては切実な問題であり、その生活権を確保するためにも、必要最低限の利便性を確保する必要がある。

広島と大田市を結ぶ幹線は、陰陽を結ぶ重要路線として位置づけられており、以前からJRバスにより運行されていたが、利用者の減少によりこの路線も一時廃止された。その後石見交通により運行が再開されたが、運行便数が限られ十分な状況とは言えない。また、町内のバス路線については、平成6年4月1日にJRバスから運行を引き継ぎ、町営スクールバスにより3路線を運行し、通勤通学や高齢者など住民の生活交通路線を確保している。また、本町と邑南町を結ぶ石見川本駅から三坂口区間については、平成23年に石見交通が撤退したが、通院等での広域移動に欠かせない生活路線であることから、川本町・邑南町共同運営により邑南バスを運行している。

今後は、郡内の3町をはじめとする隣接市町とともに、広域的な交通網の整備に向けて各市町が保有するバスの相互乗り入れをより一層行うなど、地域に密着した公共交通網の維持・整備をしていく必要がある。

鉄道路線については、JR三江線があるが、利用者減少などを要因に、路線の存続が議論されている状況から、沿線6市町で構成する三江線改良利用促進期成同盟会を中心に、廃止阻止、利用促進運動を行っている。

また、平成25年度より交通空白地域の対策として、デマンドタクシー運行、平成27年度からはタクシー利用助成を開始し、交通弱者へのサービス充実に取り組んでいるが、今後も住民ニーズ合わせたサービス等を検討する必要がある。

③ 定住と自立にむけた地域間交流の促進

本町は、これまで国や県の支援を受けながら、地域間交流を促進するための交流施設の整備等、過疎対策事業に取り組んできた。

国内における都市交流については、昭和61年に広島県坂町と姉妹縁組を締結し、少年野球やゲートボール等のスポーツ交流、公民館活動団体や音楽芸能団体の文化・芸能交流等、住民が主体となり行政と連携を取りながら交流を行っている。この他に、郷土出身者で組織される東京川本会・関西川本会・広島川本会と、都市との交流を図る目的で、毎年情報交換を行っている。今後もこの出身者会が、本町の情報発信の役割を担い、都市との交流を推進する窓口としての活用を図る。

また、国際交流として、江川太鼓を主体とした海外との交流を行っており、国際的な地域間交流も進んできている。

イベントは悠邑ふるさと会館での音楽イベントをはじめ、各地域や各団体において魅力有る様々な催しが行われている。町の魅力発信、イベントの集客に向け、町内外への積極的な情報発信の取り組みが必要である。

今後は、川本の価値に共感する若者世代を集めるため、町の魅力を構築し、交流・移住・定住人口増加に向けた取り組みを行う必要がある。そのために平成27年に開設した、「かわもと暮らし情報センター」などを中心に、積極的な情報発信や地域間交流施設の有効活用により相互交流による交流人口を増加させるとともに、魅力ある雇用の場の確保により、U・J・Iターンなど定住の促進につなげていく必要がある。

④ 地域情報化の推進

今日の情報化社会の急激な進展に伴い、本町においても平成14年度に町内全域で高速インターネットが利用できる環境を整備し、学校間をつなぐテレビ会議システムの構築等により、過疎地域の課題である少子化や交通面の問題等を解消するほか、効果的な行政サービスの手段として活用を図ってきた。

その後、平成22年度からIRUによる光ファイバー網を整備し、各戸へのIP告知端末の整備や有線テレビ放送サービスを行ってきた。今後は、都市部と同様に光ファイバーなどを活用したWi-Fiや携帯電話等移动通信設備などを含む通信環境の整備を促進する。また、ICTを活用し、医療・福祉・生活・防災・教育・観光分野等におけるサービスの向上を図る必要がある。民間参入も含め、将来的にこれらの通信基盤をより有効に活用を図っていく。

そのためにも住民のITリテラシー（IT活用の力量）を高めることが重要であり、公民館等を活用した各地域でのIT講習等を開催し既存の情報基盤を有効に活用するほか、地域のITリーダーを養成することにより、町内全域におけるレベルアップを図る必要があり、電子自治体の推進による住民サービスの向上や、情報セキュリティ対策等にも取り組む必要がある。

防災行政無線については平成27年度にデジタル化を行った。今後は、より減災に繋げるため、デジタルの機能を活かした施設整備を図り、有効活用していく必要がある。

(2) その対策

① 道路整備

- 県が推進する高速道路を主軸とした道路ネットワークに基づく、主要地方道川本波多線川本バイパス計画に関連した市街地整備計画を進めるためにも、計画の早期着手による完成と、国立公園三瓶山からの観光ルート設定のためにも全線早期完成を働きかける。
- 広域的な地域間交流推進のため、高速道路を主軸とした国・県道とのアクセス道の整備促進を行い、併せて観光・レクリエーション施設等への連絡道について重点的に整備を図る。

- 個性豊かな地域づくりと美しい景観を整備するため、主要路線の緑化・花壇設置等を配した、魅力ある快適な町道・農道整備を促進する。
- 定住促進又は産業振興を促進するため、山陰自動車道（出雲・江津間高規格道路）や主要地方道の改良促進を広域的に働きかけ、生活圏の拡大と経済的交通網の充実強化を促進する。
- 生活道路の利便性を確保するとともに、定住促進や産業振興を促進するため、町道・農林道などそれぞれの道路の役割と機能に応じた体系的道路計画を策定し、改良・舗装整備を促進する。
- 町道橋の安全を確保するため、点検・修繕を行う。

② 交通対策

- 三江線や近隣市町が運行するバスとの連携を図り、高校生等が通学に利用しやすい広域的な交通網の確保のための対策を引き続き行う。
- 高齢者による通院・買い物、小・中学校の児童生徒の通学などを支援するため、現在の町内公共交通の見直しを行うとともに、10人乗り規模のミニバスやリフトバス等の導入を検討する。
- JR三江線については、三江線改良利用促進期成同盟会を中心に、廃止阻止・利用促進に向け、沿線の市町と地域住民が一体となった取り組みを強化する。
- デマンド交通やタクシー助成による公共交通空白地域の対策、交通弱者への対策を引き続き行う。
- 地域住民の生活交通手段を確保するため、石見交通（株）や邑南バスなどの運行支援を行う。

③ 定住と自立にむけた地域間交流の促進

- 移住者の総合窓口「かわもと暮らし情報センター」を中心に、町の魅力を広く発信し、町の魅力に共感する人の獲得に向けた取り組みを図る。
- 坂町との交流については、民間レベルでの交流を促進する。
- 東京川本会・関西川本会・広島川本会との交流を充実させるほか、ふるさとの良さを再発見するため、本町に会員を招いての交流を開催する。
- 開催するイベントの、積極的な情報発信に努める。
- 耕作農地または遊休農地を活用し、都市住民に農業への理解を求め、新規就農者として定住できる条件を整備する。
- 本町の独自性を活かしながら生産基盤の整備を行い、若者に魅力ある雇用創出の場の確保に努める。

④ 地域情報化の推進

- 住民や観光などで訪れる人の利便性を高め、安心・安全な町づくりを推進するため、Wi-Fiや移動通信設備等の整備を行う。
- 住民のITリテラシーの向上を図るため、公民館等を活用した各地域でのIT講習等を開催する。
- 光通信サービスの一層の活用を進め、積極的な民間参入も検討する。
- インターネットを活用した行政サービスを行い、利活用を積極的に促す。
- 情報セキュリティ対策の推進により、住民の個人情報の安全確保に努める。
- 有線テレビ・IP告知端末の利活用を進める。

(3) 計 画

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
2.交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1)市町村道路 道 路	道路改良事業 (中倉日向線・下新町学校線・田原絵堂線・谷幡線・南佐木古市線)	川本町	
		町道橋点検・修繕	川本町	
		町道用地取得(田原絵堂線・谷幡線)	川本町	
		町道舗装修繕	川本町	
		県道 県営事業負担金	島根県	
	(2)農 道	大邑農道整備事業(負担金)	島根県	

	(6) 電気通信施設 防災行政無線	地域情報化推進事業	川本町
		W i - F i 整備事業	川本町
		携帯電話等エリア整備事業	川本町
	(11) 過疎地域 自立促進 特別事業	F T T H 基盤活用事業	川本町
		生活バス対策事業	川本町
		生活バス路線確保対策事業	民間等
		生活交通対策事業	民間等
		情報セキュリティ対策事業	川本町
		W i - F i 基盤活用事業	川本町
		かわもと暮らし情報センター運営事業	川本町

4. 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

① 市街地の整備

生活様式の変化に伴い、生活環境の質的要求はますます高まってきている。住宅環境・都市環境の基盤整備は、定住を推進する上で重要な課題である。

市街地の整備を進めるため、町の中心部の東側（東光台地）を宅地開発し分譲を進めてきたが、分譲地には個人住宅や集合住宅が整備され、平成 27 年度現在分譲地はなくなった。また隣接地は、すこやかセンター、悠邑ふるさと会館、かわもと音戯館、小学校、高等学校などがあり利便性の高い環境にあるため、引き続き宅地開発を検討していく必要がある。また本区域は、県道川本波多線バイパス計画があり、地域振興に寄与できる道路計画と位置づけ、市街地整備と商工振興に向けた重点的対応を図っている。

一方、JR 石見川本駅や金融機関、医療機関、商店が集中している従来からの市街地については、空店舗や空き家が増えており、美観的な観点や防災的な観点からも課題となっている。今後は、新しい市街地づくりを具現化する中で、周辺地域との機能分担を図りながら定住人口の拡大や高齢者の生活を支援する環境を形成するために、地域住民とともに夢のもてる個性豊かな市街地の再構築を図ることとなる。

② 公園・緑地・広場

本町には、地区公園（川本公園）1カ所と児童公園（金比羅公園・因原公園）2カ所、また、農村公園2カ所・森林公園1カ所がある。

川本公園は、野球場等が整備された本町の中心的な公園であるが、町の中心部から離れていることもあり、子どもやお年寄りにとっては便利な公園とはいえないのが現状である。

すべり台やブランコなどの遊具や芝生の広場等、子どもたちが安心して遊べる場が欲しい等のニーズも大きく、今後は、地域の特性にあった小規模な公園や広場を、美しい景観づくりを進めながら、子どもたちの遊び場やお年寄りの憩いの場として、あるいは災害時の避難場所として計画的に整備する必要がある。

また、農村公園と森林公園を美しい景観を活かした交流型観光の拠点とし、有効に活用していく必要がある。

③ 公営住宅

町営住宅は、現在 332 戸（平成 27 年 3 月末現在）を保有しているが、昭和 30 年代から 40 年代に建築したものが半数をしめ、老朽化した木造平屋・簡耐平屋住宅が全体の 3 分の 1 を占めているため、快適な住環境を提供できているとは言えない状況にある。平成 24 年 3 月に「川本町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、これらのストックの維持管理の方向性を定め

ているものの、老朽化に伴う維持管理経費の増大や住宅の建て直し等が大きな問題となっている。

こうした中、平成27年10月に策定した「川本町総合戦略」の大きな柱のひとつに「住まい」を位置づけ、必要量の快適な住まいを安定的に供給することにより、より多くの社会人口の増加と子供たちの将来的な定着を目指している。目標の実現のため、既存町営住宅のリフォームの実施など当面の5年間の計画を策定しており、前述の「川本町公営住宅長寿命化計画」も中間年度にあたる平成28年度に見直しを行い、快適な住環境の整備を図ることとしている。

資料4-1 町営住宅の状況（単位：戸）

建築年度	木造 平屋	簡耐 平屋	簡耐 二階	中耐 三階	中耐 五階
昭和31年度					
昭和32年度					
昭和33年度	12	5			
昭和37年度					
昭和38年度	13				
昭和41年度	5	15			
昭和42年度		10			
昭和43年度		10			
昭和46年度		10			
昭和47年度			7		56
昭和48年度		10		23	
昭和53年度			20		16
昭和54年度				12	
昭和55年度				24	
昭和56年度				13	
昭和58年度					16
昭和59年度					16
昭和60年度					24
平成21年度				12	
平成23年度			3		
平成27年度			4		
合計(332戸)	30	60	34	84	128

団地名	木造 平屋	簡耐 平屋	簡耐 二階	中耐 三階	中耐 五階
堂庭	17	12			
井ノ迫		10			
五反田					56
半部			7		
川本				40	16
天神町				23	
谷戸			20		
神田	13				
古布毛		18			
正田		15			
八幡平					56
三島				9	
三原		5			
久座仁(定住)				12	
三原(定住)			7		
合計	30	60	34	84	128

④ 水道施設

本町の水道事業は、平成 23 年度に全ての水道事業を統合し、川本簡易水道事業として運営している。

平成 26 年度末現在の給水人口は 3,033 人で、総人口 3,455 人に対する水道普及率は 87.8% となっている。

施設面では、これまで老朽管の更新事業にも取り組んできており、今後も中期事業計画及び「川本町水道ビジョン」を基に老朽管の更新はもとより、クリプトスポリジウム対策として、塩素消毒では除去できない雑菌を行うための紫外線殺菌装置により対策を講じる必要がある。

水道未普及地対策については、飲料水供給施設整備事業による飲料水供給井戸等の設置に係る経費を助成し、安定した飲料水の確保と衛生的な水の供給を目指す。

資料 4-2

地区別給水人口（平成27年3月31日現在）

（単位：人）

地区名	区域内		給水		未加入	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
川本・因原	1,083	2,194	1,070	2,163	13	31
三原	269	548	262	529	7	19
三谷	75	157	75	157	0	0
小谷	25	53	25	53	0	0
田原	27	41	27	41	0	0
市井原	21	47	21	47	0	0
笹畑	23	44	22	43	1	1
計	1,523	3,084	1,502	3,033	21	51

施設概要（平成27年3月31日現在）

施設名	認可年月	計画給水人口(人)	計画1日最大給水量(トン)	配水池有効容量(トン)
川本簡易水道	H23. 3	3,350	1,890.0	1,374

⑤ 下水処理

水量豊かな清流を満たす中国地方最大の「江の川」は、本町の豊かな自然に育まれた緑豊かな山あいを蛇行して、日本海へ注いでおり、本町の大切な資源の一つである。しかし、生活様式の近代化・多様化による生活雑排水の量的増加と汚濁負荷量の増加により、河川の水質汚濁が進行し、生活環境へも悪影響を及ぼしている。

このため、各自治体でも下水処理対策に取り組み、本町としても農業集落排水処理事業や

合併処理浄化槽の普及に努め、下水処理対策に取り組んでいるとことであるが、平成26年度末現在の汚水処理人口普及率は50.6%と県内平均に比べ依然として低い状況にある。

今後とも、水質汚濁の解消に努める下水処理対策として生活排水の水洗化を推進し、地域生活環境の向上を目指す必要がある。また、本町の基幹産業である第一次産業の育成・振興、そして、若者定住・高齢者の保健及び福祉の向上による地域の活性化を図る観点からも積極的に進める必要がある重要な施策である。

⑥ 廃棄物処理

(ア) ごみ処理

本町のごみ処理については、邑智郡3町の共通の施策として、邑智郡総合事務組合の邑智クリーンセンター（12t/日の処理能力）、リサイクルプラザ（5t/日の処理能力）、容器包装資材のリサイクルセンター、最終処分場によって行っている。

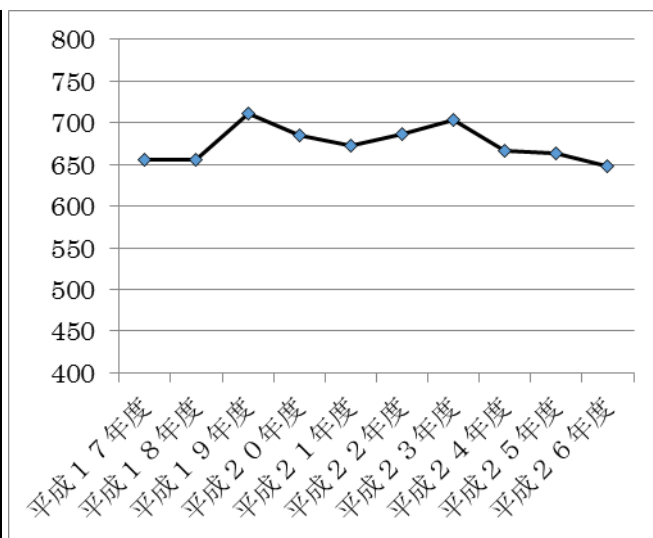
しかしながら、施設の老朽化も進み、計画的な修繕が必要となっている。

収集については、平成15年10月から、ごみの分別を細分化し、住民の協力を得て実施しているが、ごみの減量化とリサイクルの推進のため、その種類や方法等細部にわたる周知徹底が課題である。

資料 4-3

ゴミ処理の現状（単位：トン）

区 分	委託収集	委託収集	委託収集	計
	可燃物	不燃物	資源ごみ	
平成17年度	437	18	201	656
平成18年度	437	18	201	656
平成19年度	448	27	237	712
平成20年度	431	61	193	685
平成21年度	427	64	182	673
平成22年度	460	59	168	687
平成23年度	475	38	190	703
平成24年度	444	30	193	667
平成25年度	451	31	182	664
平成26年度	444	34	170	648



(イ) し尿処理

し尿処理については、邑智郡3町の広域対策として、膜分離高負荷脱窒素処理方式により、邑智郡総合事務組合が志谷苑（43k l /日の処理能力）で共同処理を行っている。

本町におけるし尿の収集運搬についてはすべて許可業者が行っている。また生活水準の向上に伴う水質環境の悪化に対処するため、合併浄化槽の普及を進めることにより、地域住民の求めに応じた生活環境の向上の促進に努める必要がある。

(ウ) 産業廃棄物

産業廃棄物については、現在も不法投棄などが見受けられるため、関係機関の連携を密にしながら適切な指導を行っていくと同時に、監視体制の強化も図っていく必要がある。

(エ) 公害の防止

本町は自然環境に恵まれ、大気汚染等の深刻な問題は今のところ発生していないが、家庭排水等による水質悪化が問題となっている。特に、江の川水系の水質汚濁が進んでおり、鮎などの清流に生息する淡水魚等の減少が見受けられる。

⑦ 美しい景観のまちづくり

本町は、中国地方随一の大河江の川が町の中央を流れ、恵まれた自然条件の中で、四季折々に水と緑が織りなす美しい風景を楽しむことができる魅力的な風景を有している。こうした本町の個性的な景観の水辺と緑を活かした、町民の憩いの場となる親水公園の整備、堤防への桜の植栽も施されている。また、沿道には花の植栽が施され、色鮮やかな花のラインが緑に映え沿線の景観を形づくっている。

山間部は、過疎と高齢化の進行による農林業の社会的環境の変化から、農地の耕作放棄地や山林の荒廃も見受けられる。農地や山林は雨水を涵養的な水量調整によって水害防止の役割も果たしていることから、自然環境に配慮しながら農地保全等の対策が必要である。

また、粘土や真砂土等の開発行為の事業完了後は、防災対策や美しい景観保全の回復に向けた指導の徹底を図る必要がある。

自然環境の山林地内には、多年草で島根県固有種である希少植物「イズモコバイモ」や「ユキワリイチゲ」が群生しており、今後、全国の山野草愛好家等が訪れることが予想されることから、生育地の保護保全を図っていく必要がある。

⑧ 消防・防災

(ア) 消防・救急

本町の消防体制は、広域行政の中で整備・運営されている江津邑智消防組合による常備消防と地域住民による非常備消防団で構成されている。常備消防は、施設設備の高度化等によ

り充実してきているが、消防救急無線のデジタル化や施設の老朽化対策が必要である。また、非常備消防は設備の老朽化と団員の高齢化にともなって難しい局面に接している。

また、建物火災や災害の減少からか、住民の防災に対する意識が低下し、地域を守る消防団を魅力ないものと感じる傾向が見られ、これが若年団員の確保が進まない一因となっている。防災意識の低下は、地域で様々な防災活動に取り組もうとする姿や、地域の安全を守ろうとする連帯感を失わせ、火災のみならず、災害発生時の迅速な避難に支障をきたす恐れがある。

常備消防と非常備消防の相互応援態勢を図るとともに、車両整備については、普通車両から軽車へ更新させ、消防機動力を確保し、設備の充実など消防体制の整備を図る必要がある。

また、車両更新に合わせ、老朽化した格納庫も順次更新が必要である。

消防水利確保を目指した防火水槽の設置については、密集地を中心に整備を進めてきた。今後は、山林火災に対応した消防水利の確保も計画的に行う必要がある。

一方、救急業務についても広域消防組合で行っているが、装備の近代化を進め、更に防災ヘリコプターとの連携など、救急体制の充実と救急車が到着するまでの応急処置の普及が重要となっている。

(イ) 防災

近年、江の川の増水による被害は、堤防の構築や河川情報システムなどの災害情報通信網の整備により、人的被害は皆無となっている。近年自治会による自主防災組織活動が盛んになり、川本町災害避難訓練を通じ、防災意識が向上している。洪水、土砂災害等、早期避難による人的被害回避につながっているものの、集落は地理的条件による急傾斜地や地滑り地を背後地に控えているため、集中豪雨による急傾斜地の崩壊・地滑りなどによる土砂災害への対応が急がれる。また、地理的条件により近年の発達した通信網の恩恵を享受できない地区もあり、更なる通信網の整備が必要である。

今後は、特に高齢者世帯への防災や防犯パトロール等により、早めの周知、避難・誘導等対策を講じる必要がある。

また、近年突発的で甚大な被災をもたらす災害が増加しており、万が一に備えた体制整備を図るとともに備蓄倉庫を含めた防災拠点施設の整備や避難所と位置づけている集会所の水洗トイレへの改修や手すりの設置など、避難機能向上のための整備・改修を行う必要がある。

⑨ 治水・治山対策

(ア) 治水対策

江の川水系を中心とする治水事業は、水害から町民の生命と財産を守る根幹的事業であり、「江の川水系河川整備計画」と併せ対策を行っていく必要がある。現在、水害に強いまちづくりを目指して整備が進められているが、河川沿いの集落には、依然として水害の危険にさ

らされている地域がある。これらの地域は、ごく限られた平地に形成されているので、土地の有効利用を図りながら、安全で効率的、かつ、経済的な治水対策を進めていかなければならない。安心して暮らせる生活環境の整備は、定住の基礎的条件であり、早急な解決が求められる。

(イ) 治山対策（がけ崩れ、土石流）

森林資源の保全を図り、雨水を貯水する涵養的な水量調整によって、自然環境の保全と森林の公益的機能を効果的に機能させるには、山地災害危険地の見直しを進め、治山・急傾斜・地すべり事業を計画的に、かつ、効果的に促進し山地災害を未然に防止する必要がある。

また、近年発生している、がけ崩れや土石流などによる、人命・財産の被害状況を見ると、本町にも山地災害危険のある箇所が溪流 187 箇所、山腹 209 箇所ある。このようながけ崩れや土石流の発生危険地域においては、急傾斜事業或いは治山・地すべり事業による対策工事が進められ、以前よりは住環境整備が改善されつつあるが、点在する少数家屋の危険地区については整備が遅れている状況にあり、国や県の地区指定による補助治山事業制度等を導入し、早急な改善対策が必要である。

(2) その対策

① 市街地の整備

- 平地の乏しい本町にとって、長期的な視野に立った計画的な土地利用を図るため、土地利用計画を策定し、市街地の拡大を図るための宅地造成開発を推進し、既存の市街地と一体性をもった、夢と魅力ある市街地整備施策の充実を図る。
- 生活基盤整備の中での商工振興に向けた重点施策に取り組むとともに、地域住民とともに夢のもてる個性豊かな市街地の再構築を図る。
- 中心市街地に活力と魅力ある市街地空間を形成し、人と車の流れを生む為には、環状線道路網の拡充整備による川本波多線へのアクセス道路の拡充と、路線別に果たし得る機能分担の見直しが必要であることから、計画的な市街地内道路網の整備を図る。
- 既設道路や新設道路には、お年寄りや障がい者も通行し易い幅の広いバリアフリーの歩道や駐車場を確保し、誰にも分かりやすい案内標識や簡易ベンチの設置・街路樹の植栽・カラー舗装を行うなど、地域住民に親しまれ利用し易い、美しい景観と個性豊かな地域づくりを推進する。

② 公園・緑地・広場

- すべり台やブランコなどの遊具や芝生の広場等、子どもたちが安心して遊べる場を整備する。
- 地域の特性にあった小規模な公園や広場を、美しい景観づくりを進めながら、子どもた

ちの遊び場やお年寄りの憩いの場として、あるいは災害時の避難場所として計画的に整備する。

- 農村公園と森林公園を美しい景観を活かした交流型観光の拠点として有効に活用する。

③ 公営住宅及び住宅環境

- 老朽化した公営住宅の建て直しや改修を計画的に実施し、入居者の生活環境と住居環境の完全を進める。

④ 水道施設

- 普及率向上のため、地域住民一体となって未普及地区の改善を図り、既施設については、各種条件に見合った施設能力を計画的に整備して行き生活環境の向上と地域の自立を図る。
- 未給水地区の現状は、小規模集落で隣家が点在している状況である。水源確保が難しい地域は飲料水供給施設整備事業の井戸掘削で解消を図る。
- 水源保全については、森林の貯留機能を強化するため、治水、治山、砂防等を推進するとともに、造林、保育を積極的に促進する。また、生活排水や農業排水の水質汚濁の防止に努め、水質の保全を図る。

⑤ 下水処理

- 平成 23 年度に見直しを行った「川本町下水道基本構想」を基に、下水道整備を行う。
- 住民の理解と協力を得ながら下水道事業を進めていき、今後は浄化槽による整備を推進する。

⑥ 廃棄物処理

(ア) ごみ処理

- 分別収集においては、広報、防災無線、各種集会等において啓発を行うとともに、ごみの減量化、資源化に対する町民意識の高揚を図る。
- リサイクル運動に積極的に取り組みをしている婦人会等の団体や学校との連携により、生活環境の保全のための活動を推進する。
- 老朽化するごみ処理施設などの計画的な維持修繕・改修や更新を行う。

(イ) し尿処理

- 浄化槽の普及と処理施設の老朽化に向けて、施設の維持管理や社会的変化に即応した安定的で継続的な適正処理を図る。
- 浄化槽の維持管理を図るため、悪臭や水質汚濁の防止など、適正な維持管理思想を高揚

するとともに、衛生管理指導の強化を図る。

(ウ) 産業廃棄物

- 産業廃棄物の処理は、事業者（排出者）責任による処理を原則とし、適正な処理の周知徹底や指導を図る。
- 不法投棄においては、県や町民と連携し防止に努める。

(エ) 公害の防止

- 住民の公害に対する苦情や相談に迅速に対応するための窓口を開設し、適正な処理と解決に努める。
- 家庭の浄化槽を適正に維持管理し、家庭汚水対策など意識の啓発を図る。
- 河川の水質検査など、環境調査を実施して公害の未然防止に努める。
- 産業公害については、国・県と協力し、関係者に対する指導強化を図る。
- 住民活動グループ等が行う河川浄化活動等を支援する。

⑦ 美しい景観のまちづくり

- 自然と歴史が織りなしてきた個性的な景観の価値を見直し、町民の創意工夫により、観光振興などにも役立つ、美しく魅力あるまちづくりを推進する。
- 地域の特性と実情に応じた景観条例を制定し、景観形成に努めていく。
- 自治会や団体が、自ら実施する花と緑の景観づくりなどの美化運動を支援し、美しい景観のまちづくり事業の促進を図る。
- イズモコバイモをはじめとする稀少植物の保護・保全を図る。

⑧ 消防・防災

(ア) 消 防

- 魅力ある消防団を目指して団員教育を図り、活性化に向けて団の再編を図る。
- 住民の防災意識の向上、サラリーマン団員に対応した事業所等への消防団活動の理解と協力を要請する。
- 被災者の心のケアと看護の充実など多様なニーズへ対応するため、女性消防団員の増員を図る。
- 資材の整備や水利の確保、車輛等の消防設備の充実を図る。
- 消防団員による啓発活動として、救援・救護・広報活動・指導を行い、住民の防災意識の向上と消防団活動への新たな魅力を作り出し、自主防災組織を見直し、万一の大災害時にも速やかな連携がとれる組織に再構築を図る。
- 常備消防の学校や自治会へ講師派遣により防火意識・応急手当の仕方を学び、消防及び

救急活動への住民意識の向上を図る。

- 家庭消防隊等自主防災組織の強化を図るため、常備消防及び消防団の指導により、初期消火活動、防災訓練等を定期的を実施する。
- 集落により、救急車到達までの時間を相当要するので、蘇生可能時間である5分以内の応急措置ができるように措置技術の普及を図る。

⑨ 治水・治山対策

(ア) 治水対策

- 久料谷・谷・日向・谷戸地区などの、江の川堤防の早期完成と改修の促進を図る。
- 因原堤防内水排除施設の整備を促進し、内水による浸水被害の防災に努める。
- 江の川支流の三谷川・矢谷川・濁川八面地区堤防の早期完成と改修の促進を図る。

(イ) 治山対策

- 山崩れ、土石流、地すべりなどの山地災害により、人家や公共施設などに被害を及ぼすおそれのある地区については、関係機関と連携し、災害が起こらないよう各種の防止対策を推進する。
- 台風、集中豪雨などによる山地災害に対応するため、危険地域などの復旧・予防対策を推進する。
- 集落などの近くにある災害の発生しやすい山地では、防災施設の設置や防災機能の高い森林の整備を推進する。

(ウ) 急傾斜地崩壊対策

- 既存施設の老朽化による維持補修が必要となってくるため、関係機関との連携を図り施設の機能維持を図っていく。

(エ) 地すべり対策

- 現に地すべりしている地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域においては、被害を未然に防止し、又は軽減を図るため地すべり防止区域として指定し、計画的な実施を推進する。

(3)計 画

生活環境の整備に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
3.生活環境の 整 備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道施設統合整備事業	川本町	
	(2)下水処理施 設	合併処理浄化槽設置補助事業	川本町	
	(5)消防施設	小型ポンプ積載車・格納庫整備	川本町	
		防火水槽整備事業	川本町	
	(8)その他	水防災対策事業	川本町	
		急傾斜地崩壊防止施設改築事業	島根県	
		防災拠点施設・備蓄倉庫整備	川本町	

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

① 地域福祉

高齢者比率が高まる中で、ますます高齢者世帯が増加し、集落によっては全体が高齢者という状況も顕在化しており、こうした高齢化地域においては集落の維持も一段と厳しくなってきた。しかし、このような状況においても、住み慣れた地域や家で暮らしたいと願う気持ちは、人々が望む共通の事項である。

永年住み慣れた地域で安全に快適な生活を実現するためには、住民の必要とする要求に応じた、地域密着型の専門ケア・在宅ケアや予防的サービス・福祉増進サービスが身近なところで迅速に受けられることが必要であり、自立生活を支援し、その多様な生活を支える観点から、保健・福祉・医療機関のもとに各種サービスが総合的・一体的・効率的、かつ、継続的に提供される必要がある。

そのためには、地域包括支援センターが重要な役割を担い、そこを中心に、県・町並びに社会福祉協議会・ボランティア会・民生委員・福祉協力員等のもとより、事業者も交えたより強固で地域に開かれたサービスネットワークづくりが必要である。そして、地域の生活状況から生じる様々な物的要望・制度的要望に対して、きめ細やかな環境改善事業を行うとともに、みんなが支え合う福祉の土壌づくりに向けた組織化活動を積極的に推進しなければならない。

更に、地域福祉の推進には、民間組織活動が欠かせないが、とりわけ、社会福祉協議会の役割が重要である。しかし、最近の急激な福祉制度の変革に対応する体勢が、極めて脆弱^{ぜいじやく}であり、必要とする要求が複雑多様化する中、公的事業と民間事業との総合的な推進が望まれている。

また、地域できめ細かい福祉サービスを提供していくためには、民生児童委員や福祉協力員による日常の活動が重要であり、相談指導や助言のできる福祉教育の推進と関係機関・団体・人の力による相互連携活動のできる条件整備を行わなければならない。

なお、友愛訪問・配食サービス・家庭介護等の個別的ニーズには、自発性に支えられたボランティア活動が欠かせないため、組織と人材の育成を図っていくことが必要である。

これらの、福祉サービスを町として総合的に推進するため、平成21年度に島根県から権限移譲を受けて、福祉事務所を設置した。平成27年4月から生活困窮者自立支援法に基づく相談支援窓口を川本町福祉事務所に設置し、総合的な福祉の推進にあたっている。

② 高齢者の福祉

平成12年4月から始まった介護保険制度も、当初の給付を主とした制度から介護予防の視点を重視したものに制度改正され、地域に密着したサービスにも重きを置いて事業が実施さ

れている。少子化が加速する一方、医療水準の向上などにより平均寿命が延びたことで高齢化も進み、平成 26 年度末現在、65 歳以上の高齢者の割合は 4 割を超えている状況である。また、高齢化の進行に伴い介護保険認定者数および認定率も緩やかに増加してきている(資料 5-1 参照)ことから、介護給付費も年々増加することが予測される。よって、介護保険財政の運営においては広域保険者である邑智郡総合事務組合と協働し、効率かつ適正な給付が行われるように積極的に取り組むことが必要である。

他方で、地域で生活する住民を取り巻く環境は変化しており、高齢化や過疎化により家族の介護力だけでなく地域で助け合う力(共助)の低下が懸念されている。高齢者のニーズは年々多様化しており、それらのニーズに柔軟に対応できる体制や制度の整備、施設の検討等も重要な課題となっている。これらの課題を解決していくために、保健・医療・福祉の重層的な連携により各種サービスの一体的な地域包括ケアシステムの実施を図るとともに、地域単位で住民同士が助け合えるネットワーク活動を構築し、安心な日常生活が実現できるまちづくりを推進していく必要がある。

介護保険サービスを必要としない、いわゆる元気高齢者に対する福祉サービスとして、温泉施設を併設した介護予防施設「悠湯プラザ」を活用した通所型のミニデイサービス、民間事業者による配食サービスや軽度生活援助等の生活支援事業、認知症防止・食生活改善等の介護予防事業を展開している。高齢化が進む中、いつまでも元気で生きがいのある生活をおくるためには、住民がそれぞれの人生で培ってきた経験を活かすことのできる場の確保が大切である。豊かな長寿社会づくりに向けて、健康維持のための軽スポーツの推進、趣味・学習活動やボランティア活動のできる体制の整備が必要である。

人口と介護保険受給者数集計表

	H22	H23	H24	H25	H26
総人口	3,791	3,698	3,643	3,555	3,455
40歳以上～65歳未満	1,157	1,123	1,087	1,042	1,006
65歳以上	1,573	1,549	1,550	1,555	1,532
65歳以上～70歳未満	287	276	305	316	323
70歳以上～75歳未満	264	290	282	296	290
75歳以上～80歳未満	331	299	283	268	251
80歳以上～85歳未満	294	295	289	280	278
85歳以上	397	389	391	395	390
高齢化率（65歳以上）	41.5%	41.9%	42.5%	43.7%	44.3%
後期高齢化率（75歳以上）	27.0%	26.6%	26.4%	26.5%	26.6%
被保険者(対象)数 A	2,771	2,714	2,666	2,631	2,585
第1号 B	1,598	1,576	1,574	1,583	1,564
第2号 C	1,173	1,138	1,092	1,048	1,021
認定者数 D	356	376	371	367	376
第1号 E	351	370	368	366	373
第2号 F	5	6	3	1	3
認定者率 D/A	12.8%	13.9%	13.9%	13.9%	14.5%
第1号 E/B	22.0%	23.5%	23.4%	23.1%	23.8%
第2号 F/C	0.4%	0.5%	0.3%	0.1%	0.3%

数値は年度末現在

③ 児童福祉

少子化、核家族化などの児童を取り巻く諸環境は変化しており、本町でも過疎化、少子化、地域における人間関係のつながりの希薄化の進行などもあってか、家庭や地域における養育機能の低下、社会活力の低下等子どもの健やかな成長を図る上での様々な影響が懸念され、少子化対策が重要な課題となっている。

このような状況の中で、国を中心に少子化・子育て支援対策として次世代育成支援対策に重きを置いた取り組みがなされているところである。

町としても、次代を担う子どもを安心して生み育てる子育て支援社会を築くため、町民のニーズ調査の実施結果に基づき保育サービスの充実・子育てに関する不安軽減を図るなど、支援体制の確立に努め、行政、町民、家庭、地域、企業等が連携し、一体となった子育て支援体制を築いていくこととしている。また、女性の社会進出に伴って保育サービスに対するニーズは多様化し、

乳児保育・延長保育・一時保育など、きめ細かな保育サービスが求められているほか、少子化による子ども同士のふれ合いの減少・自主性・社会性が育ちにくいといった影響が懸念される。

保育サービスについて、本町には社会福祉法人川本福祉会設置の保育所3施設がある。少子化の影響もあり、児童数の減少傾向が続き、経営的には厳しい状況にありながら、経費の節減等に務め、地域性を活かした保育を行っている。今後、保育所における体制の整備・充実を図り、ゆとりのある保育実施に努めるとともに、保育所のもつ機能を地域に開放する保育所運営も必要である。その一方で、保育に従事する保育士が不足しており、募集をかけてもなかなか応募が無い状況がある。このため、保育士を確保するための取り組みが必要となっている。

また、核家族化の進展や社会環境の変化などにより、育児に対する不安や負担、孤立感を抱えやすくなっていることから、地域で子育てを支える環境づくりを目指し、家庭における育児支援に努める。

このような中で、安心して子どもを生み・育てる環境づくりを推進するためにも、子育て支援センターと放課後の子どもの居場所を一本化した子育て家庭の支援拠点として、子育てサポートセンターを設置し、事業実施しているところである。

④ 母子（父子）福祉

母子・父子家庭では、社会生活を営む中で家庭や職場・子供の教育・進学・就職など様々な社会的悩みを抱えている。こうした悩みを解決できる相談窓口の充実や、支援等が受けられる制度の活用と支援組織の強化が必要である。

⑤ 障がい者福祉

障がい者福祉の最大の課題は、障がい者自身が家庭や地域で自立した生活をし、社会参加できる環境整備を図ることである。障がい者の障がい程度や状況が様々であるため、きめ細やかな対応が望まれており、障がいの早期発見・療育指導・障がい児教育・機能訓練等の状況に応じたサービス提供が必要である。

平成25年4月からは、障害者自立支援法に代わる新しい法律として、「障害者総合支援法」が施行され、難病を障がい福祉サービスの対象に加え、重度訪問介護の対象拡大、グループホーム、ケアホームの一元化、障害程度区分に代わる障害支援区分による支給決定などの見直しが行われたところである。こうした中で、障がいの種類や障がい程度を問わず、障がい者自ら居住する場所を選択し、必要とする障がい福祉サービスの支援を受けながら、自立した暮らしと地域における様々な活動に参加できる体制の整備が必要である。また、地域生活への移行や就労に対する支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備や在宅の障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点作りやインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用した体制の整備も必要である。

本町には、従来の心身障害者共同作業所と精神障害者共同作業所を統合した形で、就労継続支援事業所のかわもとワークスが発足し、幅広く障がい者の社会進出を支援している。また、グループホームも2棟開設され少しずつ基盤整備も進みつつあるが、今後とも各障がい者のニーズにあったサービスを提供できる体制整備が必要である。

⑥ 保健対策

町民がすこやかに健康に暮らすためには、ライフステージを通じた一貫した保健事業を展開する必要がある。

母子保健対策では、心身の健全な発達を促し、異常の早期発見を行うため、4～5か月、1歳6か月児、2歳児、3歳児、4歳児を対象に健康診査を実施しているほか、月1回、育児不安を解消すること、子ども・母親同士の交流を図ること、親子のふれあいの場をもつことを目的として、妊婦、乳幼児相談とつどいの広場や子育てサポートセンター事業を開催しており、老人クラブ等の協力を得て世代間交流も行っている。

また、子どもの生活習慣の改善や食を通じて自分の体に関心を持ち、バランスのよい食べ方、食事のマナーなど「食育」について学ぶ「親子クッキング教室」を保育所で実施している。小、中学校では、小児生活習慣病予防健診を実施しており、その結果を基にテーマを決め、「小児生活習慣病予防教室」を実施している。

成人保健対策では、疾病の早期発見、早期治療を目的に各種検診を実施している。特定健康診査の結果では、高血圧が最も多く、近年、食事の欧米化、運動不足等から脂質異常症、糖尿病が増加傾向にある。

高血圧症、脂質異常症、糖尿病、それに起因する脳血管疾患、心疾患などの生活習慣病の患者は年々増加し、医療費は増加の一途をたどっている。これらの生活習慣病は個々の原因で発生するというよりも、肥満、特に内臓に脂肪が蓄積した肥満が原因であると考えられている。内臓脂肪蓄積により、様々な病気が引き起こされた状態をメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）と呼び、注目されている。

川本町においても平成20年4月より始まった特定健康診査(メタボ健診)を実施し、高血圧症や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導や糖尿病の方を対象とした糖尿病教室を実施している。今後も健診受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病予防教室や健康づくり事業に取り組み、医療費の削減につなげる必要がある。

また、本町は、がんの死亡率が高いが、各種がん検診の受診率をみると、大腸がん検診の受診率は上昇しているが、その他のがん検診は横ばい状況である。特に働き盛り世代の受診率が低く、その向上にむけ、検診内容の充実や受診料の軽減、休日の検診開催を実施している。また、早期発見・早期治療（二次予防）だけでなく、がん予防（一次予防）の視点で、各種がん予防講演会やたばこ対策として禁煙治療費の助成を実施し、健康の維持向上につな

げる。

精神保健対策については、小・中学校、高校、商工会、社協と連携を図り、ライフステージに応じた心の健康づくりに取り組んでいる。月に1回、川本ワークスや地域活動支援センターひまわりで健康相談を実施し、精神疾患を持つ方の疾病の重症化防止に努めている。

歯科予防として乳幼児健診における歯科健診とブラッシング指導、保育所、小学校における予防教室、在宅の3歳、4歳、5歳児へのフッ素塗布、保育所、小学校、中学校におけるフッ素洗口、節目の成人に対する歯科健診及び後期高齢者歯科口腔健診、高齢者に対する口腔ケア指導等を行い「8020運動」の推進を図っている。

資料 5-2

1.胃がん検診

年度	対象者	受診者	受診率	がん発見
H10	2,149	407	18.9	3
H15	2,190	327	14.9	0
H20	2,111	275	13.0	0
H21	2,091	370	17.7	1
H22	2,019	381	18.9	1
H23	1,999	412	20.6	2
H24	1,638	383	23.4	1
H25	1,734	368	21.2	2
H26	1,666	314	18.8	1

2.大腸がん検診

年度	対象者	受診者	受診率	がん発見
H10	1,985	348	17.5	1
H15	2,190	348	13.0	0
H20	2,111	284	16.0	2
H21	2,091	338	22.6	1
H22	2,019	473	19.9	3
H23	1,973	402	35.4	5
H24	1,826	699	35.4	0
H25	1,764	636	36.0	4
H26	1,747	644	36.9	0

3.肺がん検診

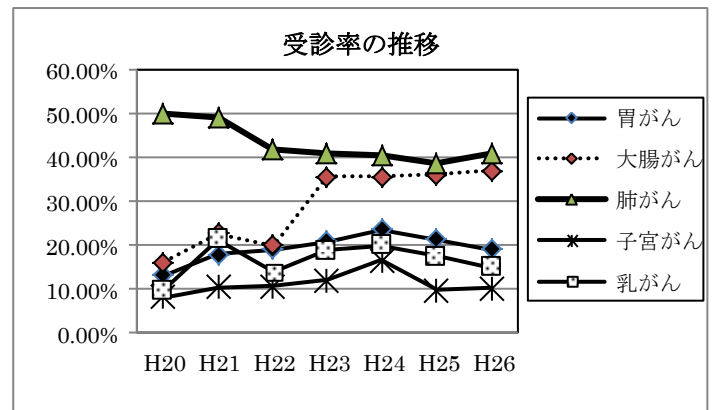
年度	対象者	受診者	受診率	がん発見
H10	1,985	1,424	71.7	1
H15	2,078	1,271	61.2	0
H20	2,111	1,054	49.9	1
H21	2,091	1,027	49.1	1
H22	2,019	843	41.8	0
H23	1,999	817	40.9	1
H24	1,994	805	40.4	1
H25	1,943	754	38.8	0
H26	1,894	774	40.9	0

4.子宮がん検診

年度	対象者	受診者	受診率	がん発見
H10	1,397	315	22.6	0
H15	1,367	210	15.4	0
H20	1,622	180	7.9	0
H21	1,644	169	10.3	0
H22	1,644	173	10.5	0
H23	1,379	163	11.8	0
H24	1,392	228	16.4	0
H25	1,463	139	9.5	1
H26	1,460	144	9.9	0

5.乳がん検診

年度	対象者	受診者	受診率	がん発見
H11	1,489	304	20.4	0
H15	1,367	210	15.4	0
H20	1,339	133	9.9	0
H21	1,310	277	21.1	0
H22	1,258	175	13.9	0
H23	1,248	232	18.6	0
H24	1,072	211	19.7	3
H25	1,259	217	17.2	0
H26	1,266	186	14.7	0



(2)その対策

① 地域福祉

- 介護福祉制度の円滑な実施を図るため、制度の趣旨の普及・啓発及び情報提供の周知に向けて、広報誌による広報活動・広聴意識調査・集会などにより情報発信を行う。
- 町内の福祉団体・施設・機関との事業の連携及び従事者の施設間交流を促進し、看護・リハビリテーション・カウンセリング・介護教育など身近介護サービスを推進する。
併せて、慢性的に不足している介護、福祉従事者の確保に努める。
- 地域を支える支援団体・組織・ボランティアの育成を行い、更にそのネットワーク化を推進して地域連帯の強化を図る。
- 地区の民生児童委員・福祉協力員・老人クラブ会員や郵便局配達員等が、独居老人への声かけや安否確認・福祉意識の高揚・安心感の提供・生活支援等の見守りネットワークの充実を図る。
- 老人クラブの育成強化を図り、学習やスポーツ・趣味活動など、生きがいのある活動の場の提供と友愛訪問による交流活動を推進する。
- ボランティア教育と実践活動を推進し、併せて、学校や職場でのボランティア意識の高揚を図る。
- 生活困窮者自立支援事業を活用しながら、生活困窮者の自立の促進に向けて対策を強化する。
- 成年後見制度等を活用しながら、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の支援に努める。

② 高齢者の福祉

- 介護保険制度に基づき、要介護者のきめ細かいサービスと、介護予防事業を推進すると共に、在宅の虚弱高齢者や家族の要求の把握に努め、適正かつ効果的な在宅福祉の充実に努める。
- 介護保険制度の充実を図り、地域格差のない均一なサービス提供に心がける。また、元気高齢者に対するサービスを引き続き継続していく。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進を図り、効果的な介護予防事業の実施、地域における自立した日常生活を実現するために、多様な主体による生活支援体制の構築に努めます。
- 独居高齢者等の在宅生活を支援するため、配食サービスや緊急通報システムなどの充実を図る。
- 在宅福祉サービスの提供を個々の団体で行うことなく、総合的、体系的に提供できるよう地域ケア会議の充実強化を図り、併せて地域包括支援センター事業の充実に努める。
- 高齢者人材センターを活用し、豊かな知識・技能・経験を生かし、就労の機会の提供や

生きがい対策に努める。

- 寝たきり高齢者や虚弱な高齢者・重度の身体障がい者に対し、非課税世帯者に紙おむつ購入の一部補助等を行う。
- 認知症の早期診断・早期対応に向けて、関係機関との連携強化を図る。

③ 児童福祉

- 女性の社会進出や就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実と運営の健全化を図る。
- 慢性的に不足している保育士を確保するため、事業所と連携し人員の確保に努める。
- 子どもの医療費助成、保育料減免などの実施により、保護者の経済的な負担軽減を図る。
- 子育てに関する相談に応じ、育児不安軽減を図るため、関係機関との連携及び支援体制の強化に努める。
- 子育てサポートセンターを拠点とした子育て家庭の交流の場、子どもの体験活動や世代間交流の機会の充実を図り、地域で子育てを支える環境づくり推進する。
- 障がい児をもつ家庭に対する支援体制の充実を図るため、きめ細やかな障がい児保育の推進、一貫した相談支援体制づくりに努める。
- 地域に開かれた保育事業を推進するため、老人福祉施設訪問等世代間交流や地域における異年齢児交流、郷土文化伝承活動等を推進する。

④ 母子（父子）福祉

- 母子家庭等の自立を援護するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金制度など支援策の活用を図り、母子、父子家庭の相談及び支援体制の充実を図る。

⑤ 障がい者福祉

- 障がい者が地域社会の中で、就労の場の確保や社会参加ができるよう関係施設や機関等の整備・運営の支援を図る。
- 障がい者の障がい程度の軽減や社会の適応能力を高めるなど、社会復帰に向けたサービスの提供に努める。
- 特別支援学級等の振興のため、内容・方法・質等の充実の他、適正就学指導に配慮した適切な教育に努める。
- 在宅障がい者の援助については、社会福祉諸制度の活用や保健師・ホームヘルパー・地域ボランティアによるきめ細かな在宅福祉サービスと、通所者が快適に作業できる環境・施設の整備を図る。
- 関係機関と連携をとり、広域的なサービスを提供するため、支援体制の強化に努める。

⑥ 保健対策

- 育児不安の解消や仲間づくりの場として妊婦、乳児相談やつどいの広場を充実、強化していく。
- 父親が積極的に育児参加しやすい環境づくりや健康教育を行っていく。
- 学校保健と連携を図り、これから親になる中学生、高校生を対象に乳幼児とのふれあい体験学習や性教育を行っていく。
- 保育所、小・中学校と連携を図り、一貫した「食育」事業を展開していく。
- 特定検診や各種健康診査の受診率向上に努め、疾病予防（一次予防）を重視した健康教室を開催していく。
- 住民が主体となった健康づくり活動を推進していく。
- 精神障がい者が住み慣れた地域で、自立した生活が継続できるよう支援していく。

(3)計 画

高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
4.高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(3) 児童福祉施設	川本北保育所運営費補助事業	民間等	
	(5) 障害者福祉施設	地域活動支援センター整備事業	民間等	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康センター	すこやかセンター大規模改修	川本町	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	介護予防事業	町社協	
		地域活動・子育て支援事業	川本町	
(9) その他	公共施設バリアフリー化	川本町		

6. 医療の確保

(1) 現状と問題点

① 医療の確保

本町には、病院1・診療所1・歯科診療所2ヶ所があり、町内唯一の病院である加藤病院の診療科目については、総合内科・ペインクリニック内科・循環器内科・消化器内科・神経内科・糖尿病・整形外科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・検診ワクチン・禁煙外来があり、病床数は81床、このほか介護保険による入所施設として、地域包括ケア病棟1棟55床・療養病棟（在宅復帰機能強化型）26床があり、住民の健康維持を図っている。しかし、診療日が限定されている診療科目が多いことや、疾病に応じて対応できる設備の不足や医療施設の地理的な遍在等、恵まれているとはいえない現況である。

さらに、高齢化に伴う疾病構造の変化と医療技術の進歩・医療保険制度の充実等が相俟って医療需要も高度・複雑・多様化しているなかで、医療技術者・看護師の確保がますます深刻化してきている。このような現状を参考にしながら、住民が生涯を通じて健康な生活ができるよう医師・医療設備体制の充実を図ることが必要である。

救急医療体制については、第1次から第3次までの3段階によって救急医療体制が図られている。第1次救急医療体制は、昭和51年4月から邑智郡医師会による在宅当番医制によって、休日昼間の診療体制が図られている。今後も体制の維持等について、継続して検討し、取り組んでいくこととする。第2次救急医療体制は、昭和53年10月から浜田医療センター・済生会江津病院・公立邑智病院が病院群輪番制病院として指定を受け、急患に対処している。第3次救急医療体制については、県立中央病院の救命救急センター及び浜田医療センターの支援を受けている。

救急患者の搬送については、「住民が緊急の場合、いつでも・どこでも・より早く適切な医療が受けられる体制」を目指して昭和47年から発足した江津邑智消防組合により行われている。また、山間へき地が多いため現場到着時間の短縮に向けた取り組みとして、平成23年6月より、医療専用ヘリコプター「ドクターヘリ」の運行を開始した。医師や看護師が同乗しており、病院到着まで迅速な初期対応が図られることとなった。

また、平成26年3月に、社会医療法人仁寿会に、ヘルスプロモーションカー「かわもとざいたくん」が導入され、10月から町内3地区（芋畑、馬野原、上石、中石）での巡回診療と町内全域の訪問診療が開始された。これにより、過疎地域での地域医療の充実に向けた活用が期待される。

国民健康保険制度は、高齢化社会の進展と共に重要な役割を果たしている。しかし、国民健康保険をとりまく情勢は、ますます厳しさを増し、高齢者や低所得者層の増加や、県平均を大きく上回る医療費によって、その事業運営が厳しい状況に置かれている。このため、早期発見、早期治療や受診率の向上による医療費の適正化対策・特定健診率の向上等、被保険

者の健康づくり事業を強力に推進していく必要がある。

また、平成30年度からの保険者広域化に向けての対応も進めていく必要がある。

疾病構造は、近年の急激な社会変化と人口の高齢化により、がん・糖尿病・慢性腎不全・高血圧症等の慢性疾患が多い傾向にある。疾病構造や医療技術の進歩により医療費も増大し、特に高齢化の進むなか、後期高齢者医療費の増加も著しい。

住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、日常生活を通じて健康づくり活動を推進しなければならない。

(2)その対策

① 医療の確保

- 地域医療の確保のため予防から治療・リハビリテーションを含めた保健医療サービスの供給体制の整備を図る。
- 地域医療対策の1次医療については、引き続き医師会との協議を進めながら、必要な医療体制と設備の充実に努める。医療従事者確保については、島根大学医学部の地域枠推薦などへの協力や看護学校の在学支援援助事業等を検討しながら確保に努める。また、2次・3次医療については、町外の既存の病院と一層の連携強化を図る。
- 地域の救急医療体制の確立を図るためには、医師会の協力のもとに休日・祝日・夜間に診療が受けられる医療機関への指定が望まれる。また、救急患者については、救急自動車の中で応急処置ができる救急救命士の養成・確保と搬送体制の強化を行う。さらに、第3次救急医療の支援を受けている県立中央病院の救命救急センター・周産期センター及び浜田医療センターとの連携を強化する。
- 地域医療の不採算部門を担う社会医療法人への助成を行う。
- 国民健康保険においては、保険給付の適用の適正を期するため、レセプト点検に力を入れる。また、医療費通知を被保険者に送付して健康に対する認識を深めるとともに、多受診者への訪問指導を行う等、事業の健全な運営に努める。
- 健康診断の長期未受診者に対しては、人間ドックを奨励して疾病の早期発見に努める。
- 関係機関と連携して在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築を図る。

(3)計 画

医療の確保に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
5.医療の確保	(3) 過疎地域 自立促進 特別事業	公的病院等支援費補助金 在宅当番医制運営委託 地域医療体制確保事業	社会医療 法人 邑智郡医 師会 公立邑智 病院 社会医療 法人	

7. 教育の振興

(1)現状と問題点

① 幼児教育

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期である。生活や遊びといった直接的・具体的な体験、また身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって豊かな感性を養うこの時期の教育は、幼稚園や保育所といった幼児教育の専門機関、家庭、地域社会が互いに連携をとりながら、それぞれの役割を果たしていく必要がある。中でも、幼児期の家庭教育、地域社会における教育については、その重要性について見つめ直し、考える機会の提供や、体験活動の機会の充実など、地域で子どもを育てる環境の整備を進める。

一方で、少子高齢化・過疎化等の社会的環境の変化、また核家族化や女性の社会進出による家庭環境の変化等により、家庭における幼児教育のニーズは多様化している。幼児期の教育の在り方は子育て世代の積極的な定住促進や地域活性化とも深く関わりを持っており、地域の実情や地域環境を踏まえて特色ある幼児教育について検討していく必要がある。

また、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、就学前における教育から小学校における教育への円滑な接続が図られるよう、保育所との連携を強化する取り組みを推進していく必要がある。特別な支援を必要とする子どもについては、早期から一貫した支援体制を構築するとともに、個々のニーズに合った適切な支援が図られることが重要である。

平成22年度に開設した「子育てサポートセンター」は、川本町の子ども達と、それに関わる人々をつなぐ子育て支援の拠点として、幼児だけでなく子育てに関する全般のサポートを行っている。

② 学校教育

平成24年4月、少子化という現実を教育条件改善の絶好の機会と捉え、川本町で育つ全ての子ども達が自立の力と相互融和の心で共に生き、ふるさと川本に自信と誇りを持った豊かな心で逞しく育つことを目標に、町内の3校が統合し、新しい川本小学校が誕生した。これにより、小学校、中学校ともに1校ずつとなったが、進む過疎化の影響で、統合後も1学年20名から25名で推移しており、小規模な学級集団であることに変わりない。個々の学力向上と同時に、知力・徳力・体力をバランスよく育成することを目指す中で、少人数だからこそ実現できる取り組みを継続し、本町の教育環境の魅力として磨いていく必要がある。小学校から中学校までの9年間を同じ集団で過ごすことは、人間関係の固定化や競争力不足などのデメリットもあるが、小学校、中学校に加え町内の保育所や県立高校、さらに家庭や地域社会とも連携し、多様な経験や挑戦ができる環境の整備を進めるとともに、幼児期から高校まで一貫した教育体制構築の取り組みを進めることが必要である。

また、急速な情報化やグローバル社会の変化に対応する力を身につけることは非常に重要

であり、情報を正しく活用する能力の育成を図るため、ICTを活用した教育を推進する必要がある。そのために、学校におけるICT環境を整備するとともに、教員のICT活用指導力の向上に取り組む。一方で情報モラル教育も不可欠であり、川本町が整備した光通信網を活用しながら、学校と家庭・地域との連携により、情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解など、道徳的な視点も取り入れた教育を推進する。

学校施設は、平成27年度に小中学校の屋体耐震補強工事を行った。川本小学校校舎は平成8～9年に大規模改修を行っているが、川本中学校は建築後30年を経過して建物の損傷や老朽化が生じており、今後は計画的な改修もしくは大規模改修について検討する必要がある。

学校給食は、川本小学校に設置された共同調理場の老朽化に伴い、平成26年に新たな学校給食センターを建設した。ドライシステム、クックチルなど近代的な設備を備えており、安心で安全な給食の提供はもちろん、今後は地元食材を活用した特色ある学校給食メニュー開発の取り組みを進める。

また、小学校の統合に伴い児童の通学範囲が広がったことから、登下校の安全確保のための通学手段として、スクールバスは必要不可欠である。地域の交通機能も兼ね備えたスクールバスの在り方も検討していく必要がある。

③ 人権教育

「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、患者及び感染者等の人権問題を解決していくため、学校、行政、関係機関、企業等と連携して人権教育・啓発を推進していく必要がある。

本町においては、川本町同和教育推進協議会を中心に、幼児・児童・生徒・一般と一緒に取り組む町人権のつどいをはじめ、公民館・集会所等での研修会の実施や女性団体・民生児童委員等、各団体を対象とした研修を行い、同和問題をはじめとするあらゆる差別問題解消を目指して人権教育・啓発に取り組んできた。実態的差別は徐々に解消されつつあるが、「差別はもうなくなった」等の同和問題に対する誤った現状認識や同和問題解決への展望を欠いた傍観者的な考えが見られる実態と背景を正しく捉え、それを克服し、払拭するための学習内容の構成に努めることが大切である。

また、川本町人権・同和教育担当者会を立ち上げ、保育所・小学校・中学校・高等学校・教育行政の担当者が連携を図ることで、一貫した人権・同和教育の推進を目指している。特に「進路保障」の取り組みにおいて、この担当者会は重要な役割を果たしているとともに、人権のつどいで、学校等の取り組みを広く住民に知らせることによって、住民の啓発活動にもつながっている。

これからも幼児から高齢者に至るすべての人々が、真に尊重される社会の実現と住みやすく個性豊かな魅力あるまちづくりを目指して、人権問題に関する学習活動や各種交流活動を

地域住民の実態やニーズに応じ展開し、学習の一層の充実を図っていく必要がある。

④社会教育

少子・高齢化、情報化、国際化など急激な社会の変化に伴い、町民の学習ニーズも変化、多様化し、行政、民間を問わず生涯学習環境の充実整備が求められている。このため、本町では家庭、学校、地域との連携、ネットワークづくり、情報の発信と共有、ボランティア活動支援体制の整備を中心に考え、町民が個性を生かし楽しく学習し、生きがいの持てる生涯学習の推進を目指している。本町の生涯学習の拠点として、悠邑ふるさと会館、川本西公民館、川本北公民館の3施設が存在し、それぞれ特色のある学習機会の提供を心掛けているが、地域毎に生涯学習に対する意識の違いが見られるため、地域のニーズにあった学習活動を提供する必要があります。

また、悠邑ふるさと会館にはかわもと図書館が併設されており、かわもと音戯館も隣接している。邑智郡の文化振興の拠点施設としてだけでなく、生涯学習の拠点としての機能強化も図られている。

今後は、住民自らが地域課題を見つけ、その解決方法を検討し実践するなど、住民主導の活動を進めていくことが必要である。さらに、そうした動きを導くリーダーとなる人材の育成も必要である。

各公民館を地域コミュニティの拠点とし、集落支援員の配置を継続し、地域住民の多様なニーズに対応していき、地域の連帯感が薄れる傾向にあると指摘される中であって、家庭、学校、地域が連携し、地域の子どもは地域で育てるという取り組みが行われている。地域のボランティアグループや地域の人材、関係機関が中心になって子どもたちの生きる力を育むために、自然体験をはじめとする様々な体験活動を提供している。この活動が更に拡充し、本町における地域教育力の活性化につなげる必要がある。活動のさらなる促進に向け、元三原小学校を活用し、三原地域のコミュニティ活動の拠点整備を図る。

⑤スポーツの振興

社会的な余暇時間の増大と高齢化時代を迎え、人々が健康に対する意識を強める一方で、本町においては、人口の減少にともないスポーツ人口も伸び悩む傾向にある。

本町には、野球場、50m屋外プール、ゲートボール場を有する運動公園が整備されているほか、隣接して第4種公認陸上競技場がある。また、かわもと音戯館には25mの室内温水プールもあり、幅広い年齢層が年中利用できる環境を有する。川本公園内の施設は、老朽化による傷みや今後の維持管理の面において多くの課題がある。

スポーツの形態としては、高齢化や住民のニーズの多様化により、誰もが参加して楽しめるグランドゴルフ、ペタンク等に加え、カラーリングやスポーツ吹き矢等のレクリエーション的なスポーツが普及している。

また、平成 23 年度に設立された総合型地域スポーツクラブである、かわもとスポーツクラブが、少子化が進行する中でも野球、フットサル、バレーボール、バスケットボール、柔道、剣道等のジュニア教室を展開しており、運動を楽しむ子どもが増加している。さらに、大人を対象とした事業も多く行っており、町体育協会等とも連携し、地域と一体となって意欲的な活動を行っている。今後、こうした多様なスポーツ活動をさらに発展させていくためには、それぞれの分野における指導者の育成が課題となっている。

⑥ 国際交流

近年の交通、情報通信網の発展にともない国際交流が地域社会においても身近なものになってきている中で、本町もこれまで積極的な国際交流事業を進めてきた。

平成元年度からは外国語指導助手招致事業により小学校、中学校へ 1 名ずつ A L T を配置し、校内での語学指導だけでなく、地域住民との異文化交流や保育園児との交流などを行っている。

今後は、幼少期から国際的なコミュニケーション力を身につける機会を提供することでグローバルな人材の育成を目指し、家庭や地域社会、国際交流団体と連携しながら積極的な国際交流の促進が必要である。

⑦ 島根中央高等学校の魅力化・活性化

本町には、平成 19 年 4 月に県立川本高等学校と県立邑智高等学校が統合され発足した島根県立島根中央高等学校が存在する。

平成 17 年度から教育振興事業費助成金として、修学援助、部活動振興、教育振興助成等の支援を行い学校の魅力づくりに取り組んでいる。また近年は県外生徒募集にも積極的に取り組み県外での学校説明会やそれらの生徒の受け入れ環境として川本町学習交流センターの整備運営も行っている。今後も少子化による生徒数減少に対応し、地域の担い手を育成していくため、学校と地域が協働し島根中央高等学校の更なる魅力創出が必要となっている。

(2) その対策

① 幼児教育

- 世代間交流や幼児期からの郷土音楽・郷土芸能教育、読書ボランティア等の活用に取り組むなど、家庭や地域社会における教育力を重視し、町全体で子どもたちの豊かな感性・人格形成に取り組む。
- 子どもたちが体験活動を通じて「食への自立」ができるよう取り組む。
- 就学前における教育から小学校における教育への円滑な接続が図られるよう、保育所と小学校との連携を強化する取り組みを推進する。

- 特別な支援を必要とする子どもについて、早期から一貫した支援体制の構築ができるよう関係機関との連携を深める。
- 多様化するニーズに対応し、特色ある幼児教育の在り方について検討する。

② 学校教育

- 少子化を起因とする地域住民と児童・生徒とのつながりの希薄さを解消するために、地域・学校・家庭の連携による教育環境づくりに努める。
- 学校施設を地域に開放し地域住民の生涯学習の場とするとともに、児童・生徒の地域行事への積極的な参加により地域に開かれた学校としての連帯を深める。
- 学校改修など環境整備を計画的に実施する。
- 町内の保育所・小学校・中学校・高校の連携や町内での習い事支援など、本町の特色を活かしながら、教育環境の魅力化を図る。
- 特色ある学校を推進するために課外授業を積極的に取り入れ、地域で活躍する住民を特別講師として招き、命の尊さ、自然のすばらしさ、力を合わせることの大切さなどの体験学習を図る。
- 急速な情報化やグローバル化に伴い、インターネットの特性について小学校の早い段階から理解を進め、情報を正しく活用する能力と情報モラルの育成に努める。
- 特別な支援を必要とする児童生徒においては、個々のニーズに応じた支援を推進する。
- 安心安全な給食の提供と地域食材を活用した特色あるメニュー開発を推進する。
- スクールバスの安全運転のため乗務員に安全教育を行うほか、年次計画により古い車両から更新していく。

③ 人権教育

- 川本町人権・同和教育担当者会の取り組みを充実させ、保育所、小学校、中学校、高等学校、教育行政の担当者が更に連携を深め、意見交換、情報交換の中から得たものを学校教育、社会教育現場で活用し、人権教育・啓発の推進を図る。
- 効果的な研修活動を行うため、住民が学習主体者となる参加型学習や身近な生活の中の人権に関する教材を取り上げた学習など学習方法の創意工夫を図る。
- 同和問題をはじめとするあらゆる差別問題解決に熱意のある人材を発掘し、指導者養成事業を計画的に実施するとともに、研修機会の拡充を図り、指導者の養成と確保、指導体制の充実強化を図る。

④ 社会教育

- 地域活性化の拠点としての公民館活動をより一層充実させ、館長の配置など職員体制の整備を図る。また避難場所として位置づけている公民館や集会所については水洗トイレへ

の改修や手すり設置を行う。

- 悠邑ふるさと会館を、文化振興だけでなく生涯学習の拠点として捉え、併設した図書館や音戯館を含めた有効活用を図る。
- 多様な学習要望に応えるため、幅広い学習分野の開設に努め、このための指導者の人材確保については、人材登録制度を確立し、人材の育成と養成による活用を図る。
- 図書館の蔵書の充実を図り、地域公民館施設に対する定期的な図書の貸し出しを行い、生涯学習のための知識、趣味、参考書などを整備して、地域文化の振興を図る。
- 地域で子どもを育てる環境の充実、人間性豊かな青少年の育成のための体制を整備する。
- 元三原小学校を活用し、三原地域のコミュニティ活動拠点整備を行う。

⑤ スポーツ振興

- 既設のスポーツ施設の修理、補修、改築などの維持管理を計画的に実施することにより、施設利用者の便宜を図り、充実した施設開放に積極的な取り組みを行う。
- 幅広い年齢層で誰でも楽しめる新たなスポーツの振興を図る。
- 住民主体のスポーツ活動を推進するため、町体育協会やかわもとスポーツクラブと連携し、スポーツの機会の提供や、指導者の育成や組織の自立と自主的な運営に努める。
- 小・中学校の体育館を地域住民に夜間開放して、スポーツ振興に努めるとともに、年次計画書に基づいた体育施設の修繕、改修を行う。
- 幅広い年齢層において他地域とのスポーツ交流を積極的に行い、相互のスポーツ振興を図る。
- 未就学児から小学生を対象とした、子ども体力向上活動を支援する。

⑥ 国際交流

- 語学指導及び国際交流を継続して推進するために、各学校への語学指導助手の配置を継続し、小中学生、一般の語学力向上と国際交流を推進する。
- 国際的なコミュニケーション能力を高めるため、積極的な国際交流活動の推奨と支援を図る。

⑦ 島根中央高等学校の魅力化・活性化

- 多様な進路希望を実現するため、進学ゼミの設置や専門学校や予備校と連携した取り組みにより、学力の向上を図る。
- カヌー部や吹奏楽部、野球部など地域の特性を活かした部活動について外部講師の配置等により強化する。あわせて地域系部活動など多様な参加機会を創出する。
- まちごとキャンパス学習やふるさと学習といった授業を中心に、地域特性を活かしたキャリア教育の推進を図る。

- ホームページや学校説明会を充実させ、学校の魅力を効果的にプロモーションし、生徒募集を強化する。
- 学習交流センターや下宿など生徒の受け入れ体制を整備し県外からの生徒募集を強化する。
- コーディネーター等の配置により、高校の魅力化を推進する。

(3)計 画

教育の振興に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考	
6.教育の振興	(1)学校教育 関連施設 校舎	中学校校舎大規模改修工事	川本町		
		小学校校舎大規模改修工事	川本町		
		スクールバス	スクールバス購入事業	川本町	
	(3) 集会施設・ 体育施設等	集会施設	集会施設整備事業	川本町	
			体育施設	運動公園大規模改修	川本町
		公民館	元三原小学校改修工事	川本町	
			公民館改修事業	川本町	
	(4) 過疎地域 自立促進特別事 業	スクールバス運行事業	川本町		
		「学び」の魅力事業	川本町		
		島根中央高校魅力活性化事業	川本町		

8. 地域文化の振興等

(1)現状と問題点

① 地域文化

本町では昭和 59 年に、町の活性化と魅力的な町づくりを進めるため、「豊かな心」・「創造」・「調和」を基本理念に「緑にこだます音楽の里」計画を策定し、これまで様々な施策を展開してきた。音楽活動の拠点施設として、平成 8 年には町の中心に、邑智郡の文化拠点である「悠邑ふるさと会館」が完成し、本町では様々な音楽、演劇、文化公演を開催してきた。また、悠邑ふるさと会館に隣接する、プール、レストラン、宿泊施設を備えた「かわもと音戯館」は、平成 24 年から指定管理委託を行い、民間のノウハウを活かした施設運営を行っている。

悠邑ふるさと会館及びかわもと音戯館は建設から 20 年近くが経過し、施設や設備の老朽化が深刻な課題である。悠邑ふるさと会館は平成 26 年度から舞台設備等の更新を行っているが、かわもと音戯館についても今後計画的に施設や設備の改修を行っていく必要がある。

今後はそれぞれの施設運営の在り方についてこれまでの検証を行いながら、効果的な施設の活用による住民サービスの向上に努め、また悠邑ふるさと会館の運営については民間のノウハウを活かした指定管理委託の必要性を含め、他の施設との連携を踏まえて総合的に検討を進める必要がある。

② 文化財の保護

本町の町指定文化財としては、建造物 3 件・古文書 2 件・天然記念物 1 件・史跡 1 件の計 7 件があり、島根県指定有形文化財として建造物 1 件がある。

本町には中世城跡として温湯城をはじめ多くの城跡あり、中でも町文化財に指定されている小笠原氏最後の居城であった丸山城跡は、平成 4 年度から発掘調査を行い、平成 11 年度には「丸山城跡整備保存活用整備審議会」から、具体的な整備活用の答申が出された。その後も継続して周辺の調査を行い、平成 26 年からは島根県指定史跡の指定に向けて具体的な手続きを進めている。県指定史跡となった後は、美しい景観整備と地域文化の振興に向けた活用を目指し、適正な管理と整備に努める必要がある。

また、町内には歴史的背景に基づく多くの文化遺産があり、これらの学術的な調査研究を精力的に進め、保存を図るために専門的知識を有する人材を養成し、文化財に対する住民の認識を深めていくとともに、学校教育や社会教育の現場で学習教材として町の文化財を有効に活用していく必要がある。

(2)その対策

① 地域文化

- 広域的な文化振興の拠点である「悠邑ふるさと会館」を活用し、住民も参加できる文化事業などを積極的に推進する。
- 町内各施設と連携した活動を積極的に図り、音楽の町として個性ある地域文化の振興・育成に取り組み、個性豊かな魅力のある町づくりを推進する。
- 文化関係団体の強化育成に努めるとともに、文化祭や展示会等の発表の機会を提供し、各団体の活動の活性化を図る。
- 貴重な文化遺産である郷土芸能や民俗芸能等の伝統芸能の普及に努めながら、後継者の育成に向けて幼児期から音楽・郷土芸能に親しむ機会提供に努める。
- 悠邑ふるさと会館、かわもと音戯館の施設・設備改修を計画的に行う。
- 悠邑ふるさと会館について、指定管理委託の可能性も含め今後の管理運営方針についての検討を進める。

② 文化財の保護

- 町指定文化財丸山城跡の県指定を実現し、適正な管理と整備を行うとともに、その他の城跡等との関連も含めた歴史文化によるまちづくりを進める。
- 町内の文化遺産について調査研究を進め、有形・無形を問わず保存に努める。
- 町内に現存する古文書や伝承物について調査、収集し、本町の歴史についての調査・研究に活用する史料として整備する。また、伝統的な生活用具や民俗資料の収集と、保存に努める。
- 生涯学習と連動した講座や教室の開催など本町の歴史文化に関する広報・啓発活動の充実を図る。

(3)計 画

地域文化の振興に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
7.地域文化の 振 興	(1)地域文化振 興施設等 地域文化振興 施設	音楽施設改修事業	川本町	
		かわもと音戯館改修事業	川本町	
		文化財保護活用事業	川本町	
	(2)過疎地域 自立促進特別 事業	文化振興事業	川本町	
		かわもと音戯館活用事業	川本町	

9. 集落の整備

(1)現状と問題点

これまでの「集落」は、地域住民の生きがいを高めるふれあいや地域問題解消及び共同生活を営むことによって円滑に維持されてきた。近年、若者の流出によって過疎化・高齢化が進行し、「集落」における連帯意識や人間関係が希薄化しており、集落機能の低下が著しく将来に大きな問題を投げかけている。

地域と行政が役割分担をしながら、「集落」においてこれまで育んできた連帯感や人間関係を維持・活性化し、地域での積極的な活動がまちづくりに結びつくように、自治意識の高揚を図る必要がある。また、地域活動活性化のために、まちづくりのリーダーを発掘し、養成のための場と機会を確保する必要もある。

そこで、地域住民が暮らしやすい快適な生活環境と地域づくりに取り組むため、集落支援員等を公民館単位に設置し、地域コミュニティの拠点として位置づけ、地域課題を話し合い、それを解決していくための知恵を持ち寄り、世代間の調和をとりながら、地域住民が主体となり、自信と誇りを持って暮らせる集落の育成を図る。

また、本町では、将来的な人口減少を食い止めるため、平成27年10月に策定した「川本町総合戦略」及び「川本町人口ビジョン」に基づき2060年時に人口2,500人を目標とし町をあげて移住・定住の促進や出生率の改善等の人口減少対策に取り組むこととしている。戦略では「学び」「交流」「仕事」「住まい」「子育て」の5つの柱を掲げている。「学び」については、町内にある島根県立島根中央高等学校への県外入学者が近年増加していることや、町内に保育所から高校まであり、教育機関が連携して本町ならではの教育、子育て環境を提供できる可能性があるなど、移住・定住を促すうえで本町ならではの魅力となりうることから戦略の旗艦として位置づけている。

さらに、こうした「学び」等の情報発信から移住・定住につなげるうえで本町の魅力を体験できる「交流」の機会の増加に取り組む。「交流」では、かわもと暮らし情報センターを移住、定住の情報発信や相談窓口の拠点として設置し、ホームページ等を活用した情報発信はさることながら、テーマごとに絞ったツーリズムを随時開催するなど、都市部の若者世代のニーズをくみ取り多様な角度から本町への来町のきっかけを促す必要がある。

また、「仕事」「住まい」については定住に必要な不可欠な要素となることから、民間企業等と連携した雇用の創出や求人活動の強化による働く場の確保、新築や中古物件の住宅取得支援、民間住宅整備や空き家等を活用した、多様なニーズに応える良質な住環境整備が急がれる。「子育て」では、子育て世帯に対して、保育料の無料化や医療費軽減などの経済的支援と保健師などによるきめ細かい相談・指導を行い、本町の将来を担う子どもを安心して産み育てる環境を整備する。また、将来的に本町で家族を形成し子育てをする若者を増やすため、結婚・出会いの支援にも取り組む。

(2)その対策

- 民有地の流動化や町有地を整備し、定住促進住宅の建築を計画的に行う。
- 新築住宅や中古住宅の購入、民間賃貸住宅整備、空き家改修など、多様なニーズに対応した住環境の整備に関する支援を行う。
- NPOをはじめ、地域内で活動する様々な団体の立ち上げを支援し、地域活動や町の様々な取り組みの担い手の育成を図る。
- 集落支援員や地域おこし協力隊を活用し、公民館を拠点とした地域コミュニティの活性化を図る。
- 県内外の大学等と連携し地域課題と大学の資源を活かした取り組みを推進する。
- 都市部の企業誘致や起業家の誘致に取り組み、本町の立地環境等を活かした新規雇用創出や新たなワークスタイルの確立を図る。
- バイオマス等の再生可能エネルギーの活用を民間企業等と検討し、新たな雇用創出を目指す。
- 女性が子育てと仕事を両立し活躍できるよう、町内企業等と連携しワークライフバランスのある多様な働き方の確立を図る。
- 田舎ツーリズムに継続して取り組み、地域間交流の促進による地域活性化を図るほか、新たな登録団体の育成を図る。
- 移住・定住に専門的かつ集中的に取り組む組織を設置し、UIターン希望者への事前相談やフォローアップの充実を図るほか、ポータルサイト等を活用した積極的な情報発信に取り組む。
- 新たに町内へ移住する際に通勤費等の助成を行うなど移住の促進に取り組む。
- 小さな拠点づくりを目指し、小学校跡地など既存施設を活用し、公民館単位を基本エリアとした、住民が主体の議論を通じて、生活機能の確保や地域産業の振興などに取り組む。

(3)計 画

集落の整備に関する事業計画を次のとおり定める。

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
8.集落の整備	(1)過疎地域集 落再編整備	定住促進住宅整備事業	川本町	
	(2)過疎地域 自立促進 特別事業	住まいづくり応援事業	川本町	
		地域活動団体育成事業	川本町	
		地域の夢プラン応援事業	川本町	